

みんながしあわせに暮らせる長井 ～ ずっと笑顔あふれるまち ～

第4期長井市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

（計画期間：令和7年度～令和11年度）



令和7年3月

長 井 市

社会福祉法人長井市社会福祉協議会

ごあいさつ



少子高齢化や人口減少の進行、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯の増加など、地域の福祉課題は複雑化・複合化しています。市民生活の様々な変化により、高齢、障害、困窮、子ども等、複数の分野にまたがる課題や世帯ごと抱える課題等に対し、横断的な対応が求められています。また、コロナ禍を経て、地域社会や人と人とのつながりが希薄化する中、多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え、つながることで、市民一人一人の暮らしと生きがい・地域をともに創っていく社会を目指していくことが重要であると考えております。こうした福祉課題の解決・地域共生社会の実現に向け、「第4期長井市地域福祉計画」を策定しました。

本計画は、令和6年4月に策定された「第六次長井市総合計画」の将来像や基本理念を踏まえ、福祉政策全般の方向性を示す計画として位置付けられています。これまでの計画に沿った取り組み、基盤を活かしながら、『誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくり』『誰もが生きがいの持てるまちづくり』『地域の活力あるまちづくり』を目指し、様々な施策を展開してまいります。

また、関連計画・施策と連携を図りながら、より一層の地域福祉活動の進展に向け、新たに市民や地域団体、関係機関等多機関協働による包括的な支援体制の構築のため『重層的支援体制整備事業』に取り組めます。

さらに、第3期より本計画と一体的に策定している長井市社会福祉協議会の『地域福祉活動計画』により、市民の効果的・実効性のある活動を推進してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました長井市地域福祉計画策定委員をはじめとする関係者の方々並びに御協力を賜りました各種団体・関係機関、市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和7年3月

長井市長

内谷重隆

ごあいさつ

近年、私たちを取り巻く社会では、少子高齢化の進行、地域・家族のつながりの希薄化などにより地域を取り巻く状況が大きく変化するとともに、経済的困窮や社会的孤立などの新たな生活課題も健在化し、地域の福祉課題もより一層複雑化・深刻化してきています。

また、多発する大規模自然災害など、福祉の分野においてもあらゆる場面を想定したリスク管理や新たな支援活動の在り方などが必要とされてきています。

このような課題の解決に向けては、地域の中でお互いに支えあう地域共生社会の実現を目指す必要があります。

このたびの計画を策定するにあたりましては、より効果的な計画の推進を図っていくため、現行の第三期計画に引き続き地域福祉推進に向けた基盤づくりを目的とした第四期の長井市の「長井市地域福祉計画」と具体的な福祉活動を定める「長井市地域福祉活動計画」の両計画を一体的に策定いたしました。

当社会福祉協議会ではこれまで三期にわたり地域福祉活動計画を策定し計画に沿って一つひとつ活動に取り組んでまいりました。本計画につきましても地域共生社会の実現に向け、地域福祉活動の中心となる住民や地域の様々な団体の皆様、ボランティア・NPOの皆様、福祉事業者・企業の皆様などあらゆる団体の皆様と連携を図りながら、しっかりと実践していきたいと考えております。皆様のさらなるご協力とご参加をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり多大なるご協力を賜りました策定委員の皆様、ご協力いただきました多くの市民の皆様に心より感謝と御礼を申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人長井市社会福祉協議会

会 長 齋藤 環樹

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 一体計画の策定について	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画策定の体制	5

第2章 計画策定に向けた課題の整理

1 第3期計画の取組と第4期に向けての課題	6
2 国の主な動き	13
3 統計からみる現状	15

第3章 計画の基本的な考え方、体系図

1 計画の基本目標	25
2 計画の体系	27
3 計画の推進	29

第4章 施策の展開（地域福祉推進に向けた取組）

1 基本目標 1 <u>誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくり</u>	30
2 基本目標 2 <u>誰もが生きがいの持てるまちづくり</u>	38
3 基本目標 3 <u>地域の活力あるまちづくり</u>	43

資 料 編

1 令和6年度長井市地域福祉計画策定委員会設置要綱	48
2 長井市地域福祉計画策定委員会委員名簿	49
3 策定経過	50

第1章 計画の策定にあたって



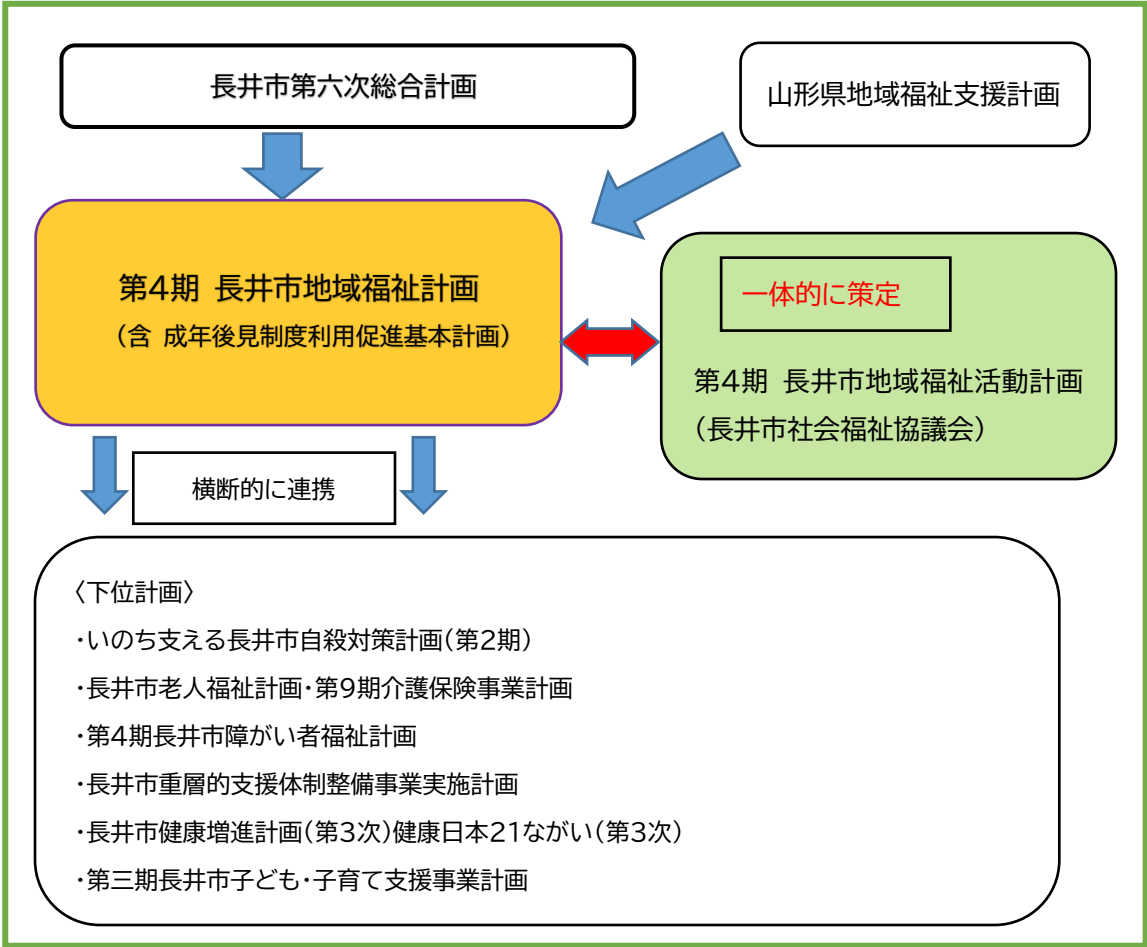
1 計画策定の背景と趣旨

長井市（以下、「本市」という。）では、令和6年に「長井市第六次総合計画」を策定し「みんながしあわせに暮らせる長井 ～ ずっと笑顔あふれるまち ～」を将来像として掲げています。

地域福祉計画は、長井市第六次総合計画に基づく個別計画の一つであり、保健・福祉・子育て等に係る下位計画「いのち支える長井市自殺対策計画」・「長井市老人福祉計画・介護保険事業計画」・「長井市障がい者福祉計画」・「長井市重層的支援体制整備事業実施計画」・「長井市健康増進計画健康日本21ながい」・「長井市子ども・子育て支援事業計画」等の計画を分野横断し、市の地域福祉における基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。

また、地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、地域を取り巻く様々な生活課題に対応する包括的な支援体制の整備を進めていくため、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、成年後見制度の利用の促進、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める上位計画として位置付けられるものです。

〈本市の計画体系における位置付け〉



2 一体計画の策定について

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

従来から、本市の「地域福祉計画」と長井市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は地域福祉の目指すべき将来像を共有して策定してきました。

地域福祉推進のための基盤や体制を創る地域福祉計画と、それを実行するため、住民との具体的な活動を示している地域福祉活動計画は、言わば車の両輪と考えます。この2つの計画が一体的に策定されることにより、役割が明確化され、より実効性のある計画となります。

また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築が重要とされています。

本市と長井市社会福祉協議会、各地区コミュニティセンター、住民主体の組織、そして住民一人ひとりが一層連携、協働できるように2つの計画を一体的に策定・施策を推進していきます。

(2) 長井市社会福祉協議会について

長井市社会福祉協議会は、昭和29年11月に長井市が誕生したと同時期に任意団体として発足し、昭和41年10月に社会福祉法人格を取得。以来、地域福祉の充実を掲げ活動を重ねてきました。

発足当時は、住民の方々の生活支援が活動の中心でしたが、度重なる法律・制度の制定・改正や社会情勢の変化に伴い、地域福祉事業、ボランティア活動推進事業に加え、高齢者支援や障がい者支援、保育や困窮者支援など、住民ニーズに対応して様々な事業を展開しております。

また、社会福祉協議会は、社会福祉法の中で地域福祉を推進する団体として位置づけられています。地域福祉活動計画に基づき市民の方々や関係機関の連携・協力を得ながら福祉の啓発活動や相談活動、ボランティア・市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取組から地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域福祉の増進に取り組んでいます。

(3) コミュニティセンターを中心とした地域力の強化

地域福祉は、住民と地域が主体的に取り組むことです。誰もが安心して暮らすために、自分が暮らす地域に関心を持ち、安心して暮らすために何が必要かという地域の課題を意識し考えることが大事になってきます。その中で、住民がお互いに支え合い、助け合うことを考え、課題を解決する体制を構築していかなければなりません。そして、その役割の中心となる場所が、各地区のコミュニティセンターです。コミュニティセンターを中心に、住民がもともと持っている地域力を強化することが求められています。

3 計画の位置づけ（計画の根拠法令）

社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」は、地域住民、事業者等、市社協、市が共に取り組むべき事項であり、市の施策と市社協の活動が相互に連携し、補完し合うことで相乗効果を得ることが期待されます。

本計画は、市が社会福祉法第107条に基づく「行政計画」として策定する地域福祉計画と市社協が「行動計画」として策定する地域福祉活動計画を一体化し、地域福祉のあるべき姿とその実現に向けた取り組みを示すことにより、地域福祉の効果的な推進を目指すものです。

改正社会福祉法（令和3年4月1日施行）抜粋

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り

組むべき事項

- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

全国社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定指針（平成15年11月）

【地域福祉活動計画】

全国社会福祉協議会は、平成12年の改正社会福祉法において「地域福祉の推進」が打ち出され、次いで、平成15年、「市町村地域福祉計画の策定」が同法に新たに明記されたことを受け、社会福祉法第109条で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体とされている社会福祉協議会が、地域住民をはじめとする民間の主体的かつ実践的な行動計画である「地域福祉活動計画」の策定に取り組むことが望ましいとの方向性を示した。

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関与する行動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。

4 計画の期間

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
長井市 総合計画	第五次総合計画 平成 25 年度～令和 5 年度				第六次総合計画 令和 6 年度～令和 15 年度					
地域福祉計画 地域福祉 活動計画	第 3 期計画 令和 2 年度～令和 6 年度				第 4 期計画 令和 7 年度～令和 11 年度					
健康増進計画	健康日本 2 1 なが い（第 2 次）			健康日本 2 1 ながい第 3 次						

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
老人保健福祉計画 介護保険事業 計画	7 期	第 8 期計画			第 9 期計画			第 10 期計画		
障がい者福祉 計画	第 3 期計画					第 4 期計画				
重層的支援 体制整備事業 実施計画						第 1 期計画				
子ども・子育て 支援計画	第 2 期計画					第 3 期計画				
いのち支える 自殺対策計画	第 1 期計画					第 2 期計画				

5 計画策定の体制

計画の策定にあたり、「長井市地域福祉計画策定委員会設置要綱」に基づき、地域福祉やまちづくりに広くかかわる有識者11名による長井市地域福祉計画策定委員会を設置し、第3期計画の検証及び課題の整理を行い、本計画の基本目標・体系、具体的内容について検討しました。

また、庁内の計画策定体制として、内容が多岐に渡ることから、担当課が横断的に連携できるように事務局・ワーキンググループを組織し検討を重ねました。

更に、長井市社会福祉協議会が策定する「長井市地域福祉活動計画」と本市の「地域福祉計画」の事項については、協力・連携を図りながら推進していくことが不可欠なため、長井市社会福祉協議会にも事務局、ワーキンググループに参加いただき、お互いに情報を共有しながら第3期計画の検証と評価、課題分析について協議しました。

第2章 計画策定に向けた課題の整理



1 第3期計画の取組みと第4期に向けての課題

(1) 第3期地域福祉計画と地域福祉活動計画

長井市（以下、「本市」という。）では、平成26年に策定した「第5次総合計画」で“みんなで創る しあわせに暮らせるまち 長井”を将来像として掲げ、この中で、福祉分野は「市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくり」、子育て支援分野は「安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまち」の実現を目指し、第3期地域福祉計画を策定し推進してきました。

また、長井市社会福祉協議会は、“ささえあう 心をつなぐ ふくしのまち ながい”を基本理念に、本市で策定する第3期地域福祉計画と社会福祉協議会で策定する地域福祉活動計画を連携しながら、一体的に計画を策定しました。

地域福祉活動計画は、各地区コミュニティセンターへの情報提供や、福祉・バリアフリーなどの啓発活動、福祉活動への支援、福祉教育の推進に努め、地域と行政をつなぎながら地域の福祉活動を実践、より一層支援してきました。

基本目標1

「市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくり」

1-1 もっと健康！ずっと健康！

長井市健康増進計画（第2次、第3次）健康日本21ながいに基づき、健康意識を高め、健康寿命を伸ばすための事業を展開するとともに、市報、HP等で健康に関する情報提供を行いました。乳幼児健診や食生活改善推進員による栄養教室などを通じて乳幼児期から高齢期まで、正しい食習慣に関する啓発を行いました。

また、健診受診率向上、生活習慣病の予防とがんの早期発見のため、健（検）診を受診しやすい体制の整備、未受診者への勧奨を行うとともに、保健指導や健康教育を行い、少しずつ取り組みの成果が出ていると推測されます。

運動習慣、睡眠と休養、口腔ケアについては、改善傾向にありますが目標に達していません。栄養と食生活、飲酒については悪化しており、喫煙者の割合はほぼ横ばいです。食生活の重要性、運動習慣、睡眠と休養に関する正しい知識の普及、歯と口腔ケアの推進に取り組む必要があります。

1-2 地域包括ケアシステムの構築、深化

少子高齢化、人口減少により15歳から64歳の生産年齢の人口が減少、医療・介護サービス等を提供する働き手の不足が加速化しています。介護現場では様々な取り組みを行い、本市でも介護職員人材育成支援事業を実施していますが、引き続きこれまで以上の取り組みの強化が必要です。また、介護サービスの他にも、多様な生活支援や介護予防サービス、認知症対策が求められています。

医療行為が必要な方や医療と介護の両方を必要とする方でも自宅で安心した生活を送りたいというニーズは増えており、在宅医療については、「長井市在宅医療推進協議会」や「地域在宅医療連携推進室」を設置していますが、医療と介護の連携を更に強化していく必要があります。

地域活動やボランティア活動などの社会参加を通じての介護予防を推進するとともに、地域の中でのお互いさまの助け合いによる生活支援体制の構築を図り、介護や支援が必要な高齢者に十分なサービスを提供できるよう、そして、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、保健・医療・介護・住まい・生活支援が連携を取りながら一体的に支援が提供されるよう取り組む必要があります。

1-3 地域生活を支援する障がい者福祉の充実

急激な少子化により、こどもの数は大幅に減少傾向ですが、障がいや特性があるこどもや医療的ケアが必要なこどもは横ばいから微増傾向が続いています。

一方、それらのこどもの受け入れ体制の整備が進んでいますが、保護者のニーズも高いことから、レスパイトケア※のための利用しやすい環境整備は引き続き必要な状況です。

令和3年度に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、日常的に医療的ケアが必要な児童（以下、「医療的ケア児」と言う）及びその家族の生活を社会全体で支援するため、また、学校、保育施設とも、その設置者が医療的ケア児に対し、適切な支援を行う業務を有するとされたことから、令和4年度から市内小学校で、令和6年度からは市内保育施設で医療的ケア児の受け入れを実施しています。インクルーシブ教育（※）の理念に基づき、従来の「障がい者」「健常者」という枠組みにとらわれることなく、「地域に潜在する困りごとを抱える人」といった視点から分野横断的な取り組みが必要です。

障がい者の高齢化が進み、同時に医療的ケア児が増加しており、障がい者全体の福祉サービス向上のため、関係機関の連携をより強化し、情報共有を行っていく必要があります。

※レスパイトケアとは

子どもまたは大人を介護する人に提供される計画的、もしくは緊急の、一時的なケアである。言い換えれば、「ケアする人のケア」である。

※インクルーシブ教育とは

インクルーシブ教育とは、国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもが共に学び合う教育のこと。



1-4 地域における生活支援の充実

生活保護受給者は令和元年度から4年度にかけて増加傾向が続きましたが、令和5年度以降は減少傾向にあります。開始理由としては、傷病や障がいにより就労困難なケースが多い一方で、稼働能力を発揮できず保護に至るケースもみられるため、生活保護に至る前の段階や、保護受給中の方に対しても継続した就労支援を行っていくことが重要となります。今後も生活困窮者の自立を目的に対象者からの相談に応じ、制度やサービスの情報提供や助言、関係機関と連携した相談支援を行っていく必要があります。

1-5 相談、支援体制の充実と権利擁護の推進

認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいを有する方の権利を守るため、成年後見制度利用支援実施要綱に基づく報酬等費用の助成を平成31年に開始しましたが、令和5年度までの5年間で助成件数は11件と少ない状況です。

また、令和4年度に置賜3市5町で置賜成年後見センターを設立し、成年後見制度や権利擁護についての周知・普及のため、チラシ、リーフレットの作成や講演会を行っています。

成年後見制度の浸透のために、関係機関対象の研修を行うなど支援者への周知から取り組みも行っています。

相談については、単身高齢者・高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加に加え、8050問題や多問題を抱える世帯など、相談内容は多岐にわたり、包括的な相談支援が必要となっています。

令和6年度に子育て世代地域包括支援センター「すまいるる一む」と子ども家庭総合支援拠点が統合され、「長井市こども家庭センター」が設置されました。次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育ち、虐待の未然防止に資するため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」の充実を図っています。統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉担当者が一体的に切れ目のない支援を行っています。

相談内容に応じて関係機関の連携を図り、相談者の支援を行うとともに、相談窓口について、積極的な周知に努めるとともに、複合・複雑化した事例への支援については、引き続き関係機関との支援体制の強化が必要です。

1-6 地域ぐるみの防災体制の充実

コミュニティFM局を活用した防災ラジオ、屋外拡声装置により、住民に対し迅速な緊急情報・避難情報の伝達が可能になり、また、音声多重放送化を行ったことで通常のラジオ放送に割り込まずに、屋外拡声装置を活用した柔軟な情報伝達ができるようになりました。

毎年、避難行動要支援者名簿を更新し、市内における避難行動要支援者を適宜把握しています。避難支援等関係者（長井市社会福祉協議会、自主防災会、民生委員等）へ名簿情報等を提供し、防災活動・避難行動の充実を図るとともに、説明会を実施し避難行動要支援者制度の普及、啓発を行いました。

自主防災組織への支援については、自主防災組織活動費補助金、自主防災組織の防災資機材等整備事業費補助金等の交付、また、自主防災アドバイザーや本市の職員等による防災講話などの研修を行ったことで、自主防災組織の活動や普及、啓発等の支援に繋がっています。

全国的に災害が多発しており、災害ボランティアの分野でも多様な機関との連携づくりが必要です。

基本目標2

「安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくり」

2-1 安心して産み育てられる環境づくり

「長井市こども家庭センター」を設置し、妊娠、出産からの切れ目ない子育て支援の環境づくりの充実を推進しています。利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）や家庭児童相談員を配置し、保育施設の入所に係る手続きやあっせん、子育てに関する相談体制の整備を行っており、妊娠から子育てまで、あらゆる問題にワンストップで対応できるようにしています。

また、産後ケア事業を実施し、産後ケアサービスの事業の拡充を図ること、母子保健法に基づく事業（乳幼児健診・乳児訪問等）についても引き続き取り組んでいきます。

今後も関連する部署、組織と連携し、市報やホームページ、アプリなどを活用し、積極的な情報発信を行い、相談体制の充実を図っていく必要があります。

2-2 次世代を担う子どもたちの教育・保育の充実

社会環境の変化に伴い、保護者の就労形態が多様化しており、それに伴う保育ニーズも一層多様化しています。民間の保育施設の改修、改築が一通り完了し定員の見直しが行われ、保育ニーズには一定の対応ができており、待機児童は発生していない状況です。

令和5年には、遊びと学びの交流施設「くるんと」が開設され、屋内遊技場は予想を大幅に超える利用があり、くるんと内で実施する一時預かりについても順調に利用者が増加しています。

子育て支援センターについては、「くるんと子育て支援センター」と「子育てでつながる家いろは」の2か所を開設し、親子の遊び場と交流の場を提供、育児相談等の支援を実施しています。未就園児の減少に伴い、各支援センターの利用者数が伸び悩んでいる状況のため、親子がより気軽に利用することができる支援センターを目指し、更なる支援策の充実を講じていく必要があります。

また、学童クラブの運営については、児童が安心安全に過ごせるように、職員体制の充実及び環境の整備を図っています。特別な支援が必要な児童が増加傾向にあり、学童クラブの支援員不足が今後の課題です。

多様な保育ニーズ等、少子化による影響を念頭に置きながら、施設運営等対応していかなければなりません。

2-3 子育てに安心とゆとりをもてる支援

子育て世代の負担軽減や経済的支援の施策は、誰一人取り残さない支援が望まれています。児童虐待やいじめ問題は、全国的に複雑化かつ深刻化してきており、様々なリスクが重なり問題となっています。そういった子どもや家庭に関し、家庭児童相談員や母子父子自立支援・女性相談支援員を配置し、ひとり親世帯や貧困世帯の相談とサポートを行い、更には要保護児童対策地域協議会など、関係機関との連携や情報共有し、早期発見、早期対応により的確な支援策を講じていますが、年々そういった世帯が増加傾向にあり、求められる支援も多様化しています。

障がい児支援については、近隣市町を含め障がい児通所支援事業所は増えているものの、利用希望児童がふえていることから、依然として障がい児通所支援事業所の充実が求められています。

そのような中、市内にこども食堂が複数立ち上げられ、参加しているこどもと保護者の居場所や相談の場ともなっており、着実に成果をあげてきました。引き続き、社会福祉協議会等で運営支援等を行っていきます。

また、不登校等のこどもは、進学、就労に結び付けることが難しいケースが多く、多機関での協力・対応が必要です。

2-4 地域で子育てを支えるまちづくり

小学校区ごとに設置されている各コミュニティセンターでは、小中学校と地域団体、こども育成会連合会等との連携を図り、様々な事業を実施しています。子育ての喜びやこども自身の喜びを喚起するような事業、体験による学びや、意思を尊重し個人の興味を伸ばす学び等、創意工夫した事業が展開されています。各児童センター等は、文化祭などを通じて地域とのつながりを大切にしながら運営しています。

今後は地域と学校の連携によって、こどもから高齢者までさまざまな世代の交流を促進し、こどもたちに、生き生きと活動する大人の姿を見せ、地域活動への参加が自然にできるような環境構築が必要です。

また、全国的にこどもが犠牲となる犯罪や事故が毎日のように報道されており、地域全体での見守りは、非常に重要となっています。大切な地域のこどもたちを地域で見守る活動も重要になっています。

基本目標3

「我が事・丸ごとの地域づくり」

3-1 未来へと命をつなぐ地域づくり

地域の繋がりの希薄化が進み、困難を抱えた方が孤立してしまうような状況にあります。特に疾病、障がい、多重債務、ひきこもり、高齢者の介護と子育てのダブルケア等の問題は、生活困窮に陥りやすく、虐待や自殺などを引き起こすリスクとなります。このような場合には、本人・家族から希求行動（※）を起こせないことが多く、適切な支援に結びつかないという現状があります。

また、高齢者のミニディサービス事業では会員数の減少や新規会員が増えないこと、ボランティア養成については新型コロナの影響等により活動が縮小・停滞した団体もあり、地域力の低下が懸念されています。

ひきこもり支援体制の構築にあたっては、令和4年3月31日に長井市社会参加支援プラットフォームを設置し、プラットフォーム運営会議の実施や、民間団体と連携し相談会や交流会実施の補助を行いました。が、困難なケースでは、本人・家族から支援を拒否されることもあり、適切な支援に結びつかない現状があります。

地域共生社会の実現に向けて、地域住民や地域の多様な主体が「他人事」ではなく「我が事」として考えられる地域づくりを、様々な分野と連携しながら推進し、行政だけではなく、民生委員・児童委員等の地域のネットワークや見守りを活用しながら早期からの支援に努める必要があります。

※希求行動とは

苦しい時や辛い時、困ったときに周囲にサポートや助けを求めること。



3-2 地域による「共助」の充実

長井市コミュニティ協議会は、住民と行政の間に立って、社会の変化やニーズを把握し、地域における様々な団体の活動や団体間の連携を支援する「中間支援組織」として設立された一般社団法人です。住民自らが地域の現状と課題に向き合い、地域の課題を自らの課題として捉え、解決につながる活動を支援しています。法人化後、高齢者を中心とした生活支援に取り組み、各コミュニティセンターでは、住宅の間口除雪、移動支援、買い物支援、配食サービス支援が新たに始まっています。

「公民館」から「コミュニティセンター」への変遷の中で、「社会教育の推進」から「地域づくり」へ役割も変化し、地域づくりの手法も変化していますが、各コミュニティセンターを中心に共助の意識のもと住民活動が充実した地域への転換を更に進めていくよう、支援することが求められています。

3-3 いのちを守る地域づくり

本市の自殺者数は、平成30年から令和4年までの直近5年間で34人となっており、単年での自殺者数は男女合わせて4～11人で推移しています。男性では、50歳代以上70歳代までが多く、女性では、80歳以上の高齢者に多い状況となっています。本市の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺による死亡者数)は全国、県に比べ、高い傾向となっています。

デジタル化の進展等に伴い、子どもたちを取り巻く環境も日々変化する中、犯罪に巻き込まれることや、気づかずに加害者になる場合もあり、そこから人間関係の悩みなどを抱えてしまう場合もあります。

教育委員会では、子どもたちを守るために、学校への教育相談員の配置や電話・メール相談窓口の周知により、相談・支援体制の構築を図っています。今後についても、人間関係などの悩みやトラブルを抱えやすい子どもたちを守るため、気軽に相談できる体制の充実や対処方法を学ぶ機会の確保に取り組む必要があります。

また、市民相談センターでは、弁護士、司法書士、社会保険労務士、人権擁護委員、消費生活相談員等の専門家による対面相談を実施しました。

悩んでいる方への支援について、ゲートキーパーを養成し地域の中での相談先を増やすとともに、自ら希求行動を起こせるようSOSの出し方についても、若年層から普及をしていく必要があります。

2 国の主な動き

年	法律・政策	主な内容
平成 28 年	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	成年後見制度の利用の促進にかかる基本理念と基本方針を定め、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	基本理念と施策の基本事項を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが示される。
平成 29 年	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行	高齢者、子育て世帯、低所得者、障害者、被災者など住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度創設などにより住生活の安定化を推進。
平成 30 年	「社会福祉法」改正	地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念が明確化され、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定は努力義務とされる。
	「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」施行	基本理念が明確化され、包括的な支援体制の強化など一層の自立の促進を図るための措置が示される。
令和 2 年	「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備にかかる措置が示される。
令和 3 年	厚生労働省通知「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」発行	市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが示される。
令和 5 年	「こども基本法」施行	こども施策を社会全体で推進していくための包括的な基本法で、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見の反映について定めている。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



(出典：厚生労働省資料)

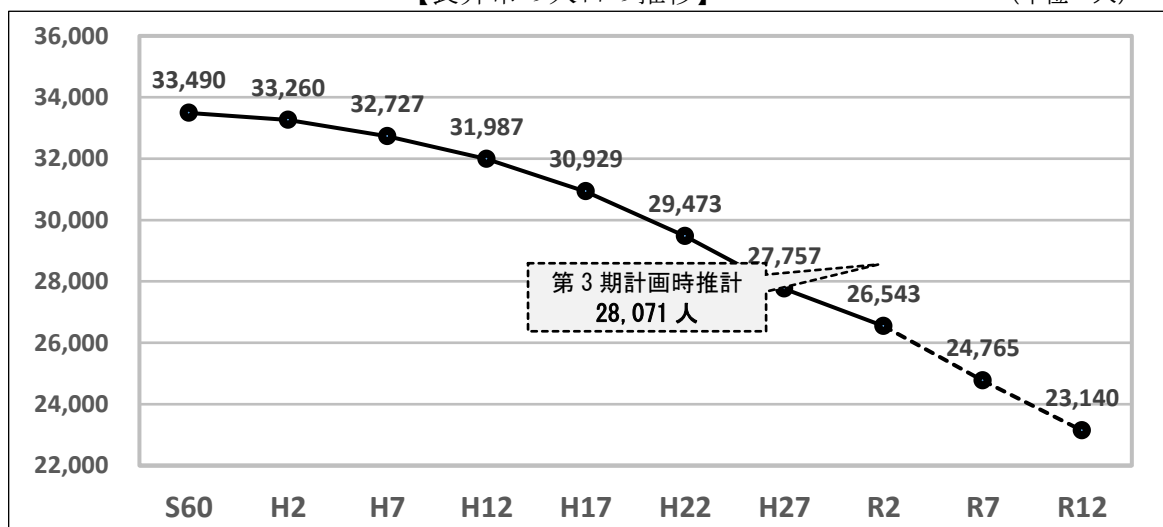
3 統計からみる現状

① 人口の推移と推計

長井市の人口については、平成7年頃まで3万3,000人前後で推移してきましたが、徐々に人口減少が進み、平成22年には3万人を割り込みました。令和7年度以降も減少が続くと予測され、年齢3区分別人口については、少子高齢化の進行、15歳から64歳未満の生産年齢人口の減少が顕著になってきています。出生率、合計特殊出生率についても、全体的に減少傾向が続いています。

【長井市の人口の推移】

(単位：人)

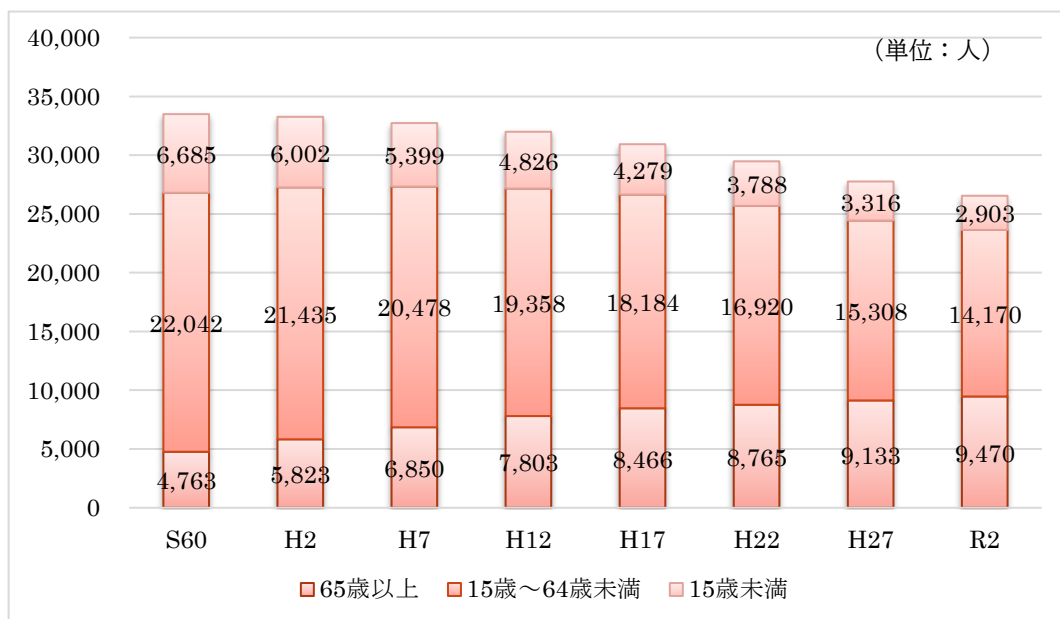


資料：国勢調査

R7、R12 は人口問題研究所推計

【年齢3区分別人口推移】

(単位：人)



資料：国勢調査

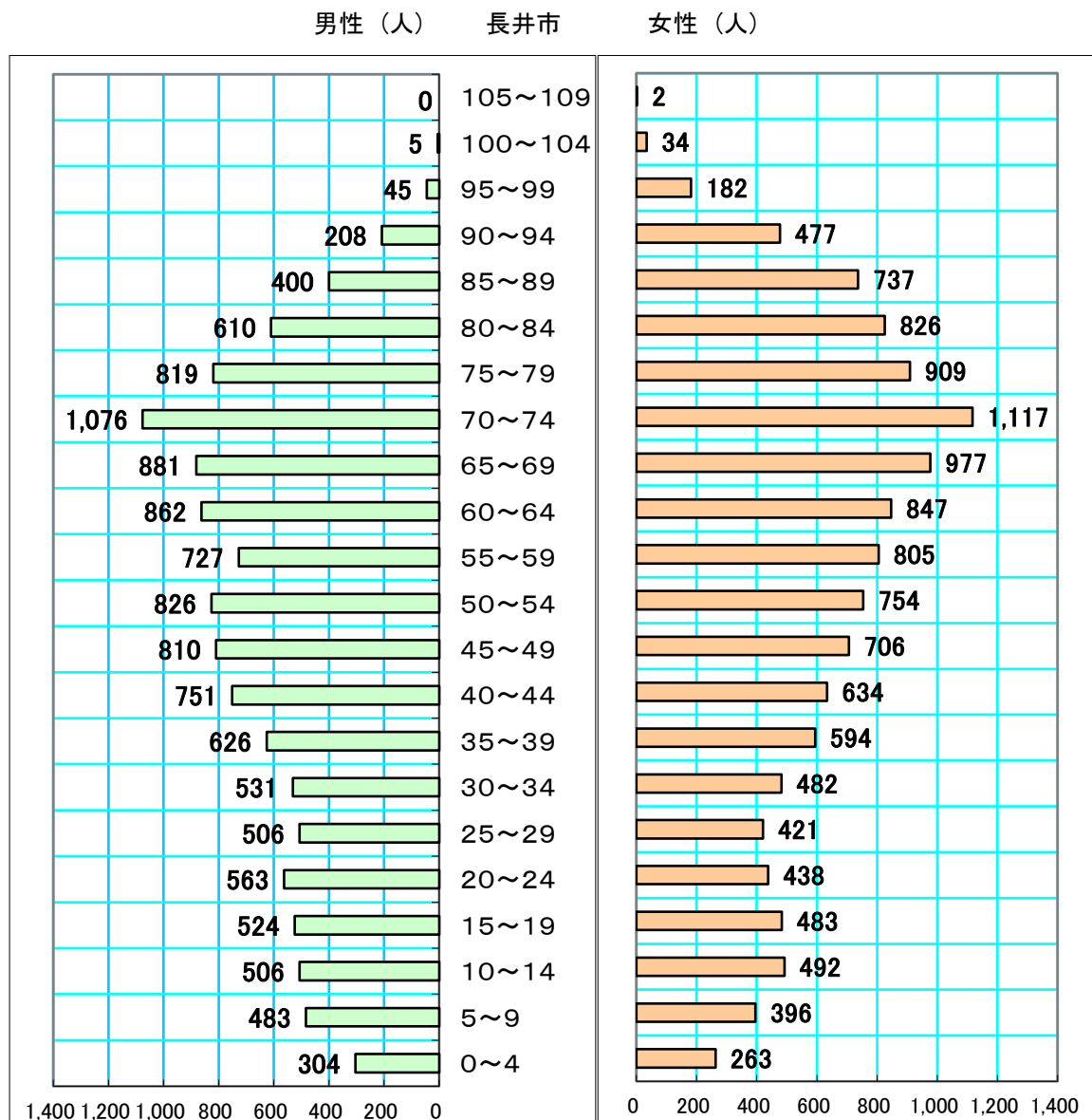
② 令和6年3月31日現在の人口

住民基本台帳（外国人含む）

男性（人）	各年代人口	長井市計（人）	女性（人）	各年代人口
12,063	49.0%	長井市全人口	12,576	51.0%
2,087	39.7%	75歳以上	3,167	60.3%
4,044	43.5%	65歳以上	5,261	56.5%
8,020	47.1%	40歳以上	9,007	52.9%
4,043	53.1%	39歳以下	3,569	46.9%

資料：市民課

年齢別、性別人口グラフ



③ 高齢者人口の推移と推計

人口:各年住民基本台帳及び外国人登録 3月31日現在

	総人口(人)	65歳以上(人)	構成比 (%)	一人暮らし高齢者	高齢者夫婦世帯
平成12年	32,312	7,798	24.1	530	721
平成13年	32,057	7,952	24.8	563	758
平成14年	31,998	8,096	25.3	620	783
平成15年	31,589	8,235	26.1	652	819
平成16年	31,399	8,339	26.6	685	835
平成17年	31,112	8,388	27.0	724	855
平成18年	30,869	8,502	27.5	773	870
平成19年	30,554	8,561	28.2	801	888
平成20年	30,456	8,592	28.8	818	880
平成21年	30,100	8,813	29.3	875	941
平成22年	29,755	8,680	29.2	863	938
平成23年	29,569	8,596	29.1	909	944
平成24年	29,231	8,610	29.5	947	927
平成25年	28,827	8,657	30.0	950	950
平成26年	28,435	8,777	30.9	981	964
平成27年	28,057	8,908	31.7	1,039	976
平成28年	27,745	9,083	32.7	1,083	1,033
平成29年	27,407	9,152	33.4	1,146	1,045
平成30年	27,047	9,194	34.0	1,178	1,084
平成31年	26,740	9,240	34.6	1,190	1,111
令和2年	26,338	9,279	35.2	1,236	1,162
令和3年	25,930	9,284	35.8	1,251	1,149
令和4年	25,600	9,484	37.0	1,260	1,211
令和5年	25,091	9,237	36.8	1,274	1,167
令和6年	24,639	9,176	37.2	1,323	1,085
2025年 (推計)	23,918	9,185	38.4		
2040年 (推計)	18,269	7,964	43.6		

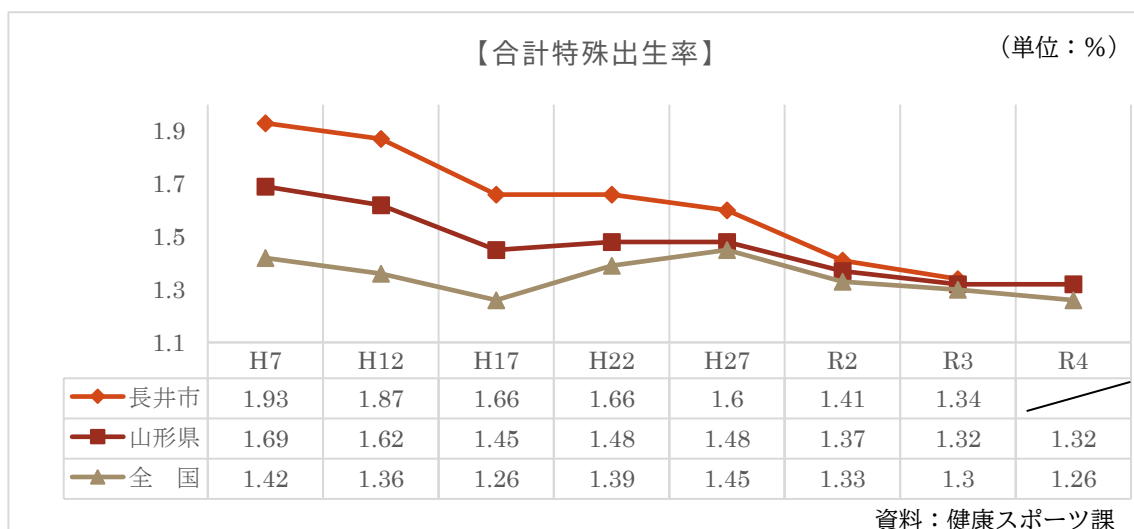
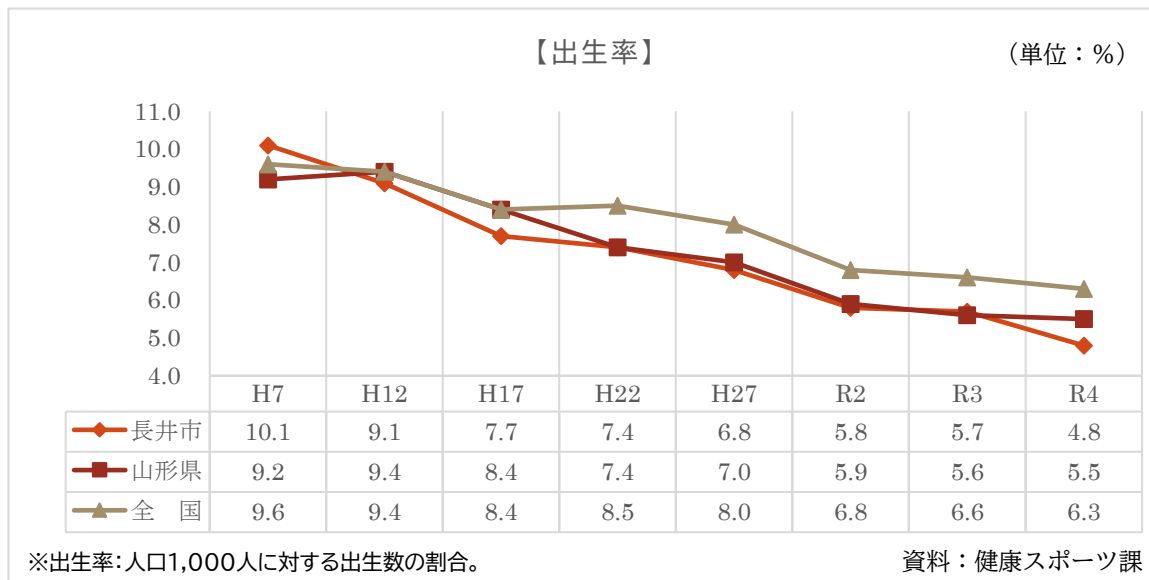
資料：山形県市町村在宅高齢者数調べ

※2025年、2040年は国立社会保障・人口問題研究所による推計

④ 出生率及び合計特殊出生率

		H7	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4
年次別出生率	長井市	10.1	9.1	7.7	7.4	6.8	5.8	5.5	4.8
	(実数)	330	291	235	218	188	153	142	122
	置賜	9.0	9.2	7.5	7.5	6.5	5.4	5.1	5.0
	山形県	9.2	9.4	8.4	7.4	7.0	5.9	5.6	5.5
	全 国	9.6	9.4	8.4	8.5	8.0	6.8	6.6	6.3
合計特殊出生率	長井市	1.93	1.87	1.66	1.66	1.6	1.41	1.34	
	置賜	1.71	1.79	1.51	1.58	1.43	1.33	1.26	1.25
	山形県	1.69	1.62	1.45	1.48	1.48	1.37	1.32	1.32
	全 国	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45	1.33	1.30	1.26

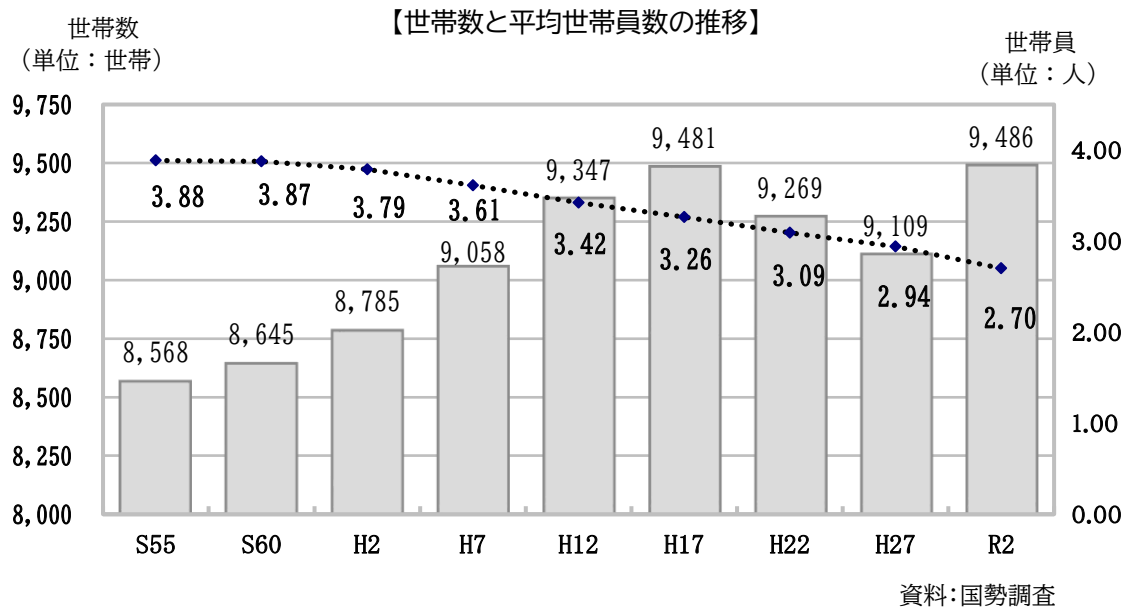
資料：国勢調査



※合計特殊出生率：期間合計特殊出生率。その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

⑤ 世帯数及び平均世帯員数の推移

世帯員数は減少し、世帯数は平成17年をピークにそれ以降減少傾向にありましたが、令和2年には平成17年と同水準まで増加しました。



⑥ ひとり親世帯の推移

母子家庭世帯数や父子家庭世帯数については、減少傾向となっています。

【父子、母子、寡婦家庭世帯数の推移】						(単位：世帯)
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
母子家庭世帯数	312	299	297	259	259	236
(うち若年母子世帯数)	(63)	(64)	(70)	(48)	(45)	(45)
寡婦家庭世帯数	233	208	205	212	220	230
合計	545	507	502	471	479	466
父子家庭世帯数	54	56	57	44	39	32

資料：国勢調査

母子家庭世帯：配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を養育している世帯。

若年母子世帯：母親が35歳未満の母子家庭。

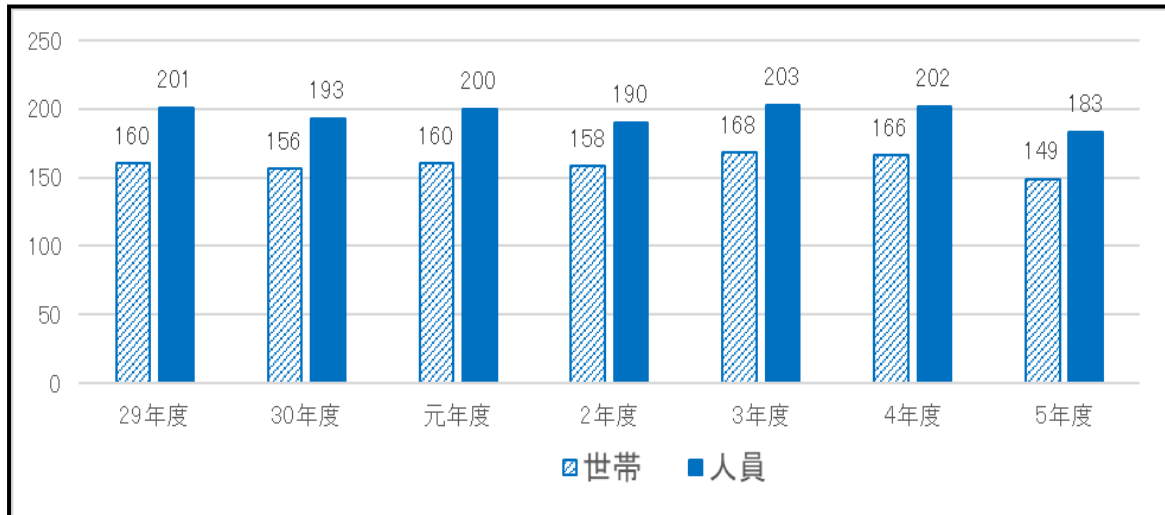
寡婦家庭世帯：配偶者のいない女子で20歳未満の児童を扶養していた65歳未満家庭。

父子家庭世帯：配偶者のいない男子で、現に20歳未満の児童を養育している世帯。

資料：子育て推進課

⑦ 生活保護の状況

生活困窮に関する相談件数は令和元年度553件、令和2年度480件、令和3年度835件、令和4年度857件、令和5年度1,221件となっており、令和5年度は例年より大幅に増加した。令和5年度の被保護者世帯数、人員数は前年よりも減少しており、世帯類型別状況については、高齢者世帯及びその他世帯が減少している。



資料：福祉あんしん課

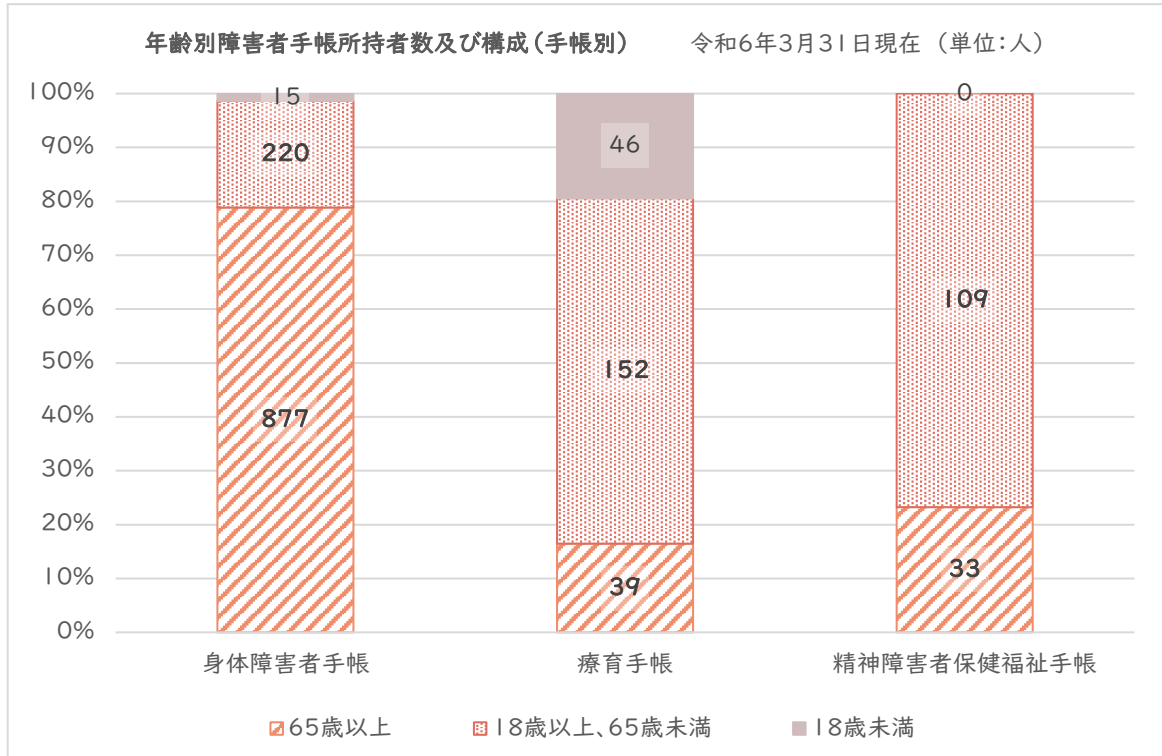
世帯類型別状況（各年度現在）

区分 年度	単身者世帯			2人以上の世帯				計
	高齢者	傷病、障	その他の	高齢者	母子	傷病、障	その他の	
	世帯	がい者世帯	世帯	世帯	世帯	がい者世帯	世帯	
26	67	37	23	2	8	8	14	159
27	64	34	23	1	5	7	13	147
28	66	33	21	7	3	7	10	147
29	77	42	16	7	3	4	11	160
30	73	42	18	6	1	3	13	156
元	80	39	16	9	5	2	9	160
2	83	35	19	5	2	3	11	158
3	80	41	22	7	2	3	13	168
4	81	41	21	7	2	2	12	166
5	72	43	13	7	2	4	8	149

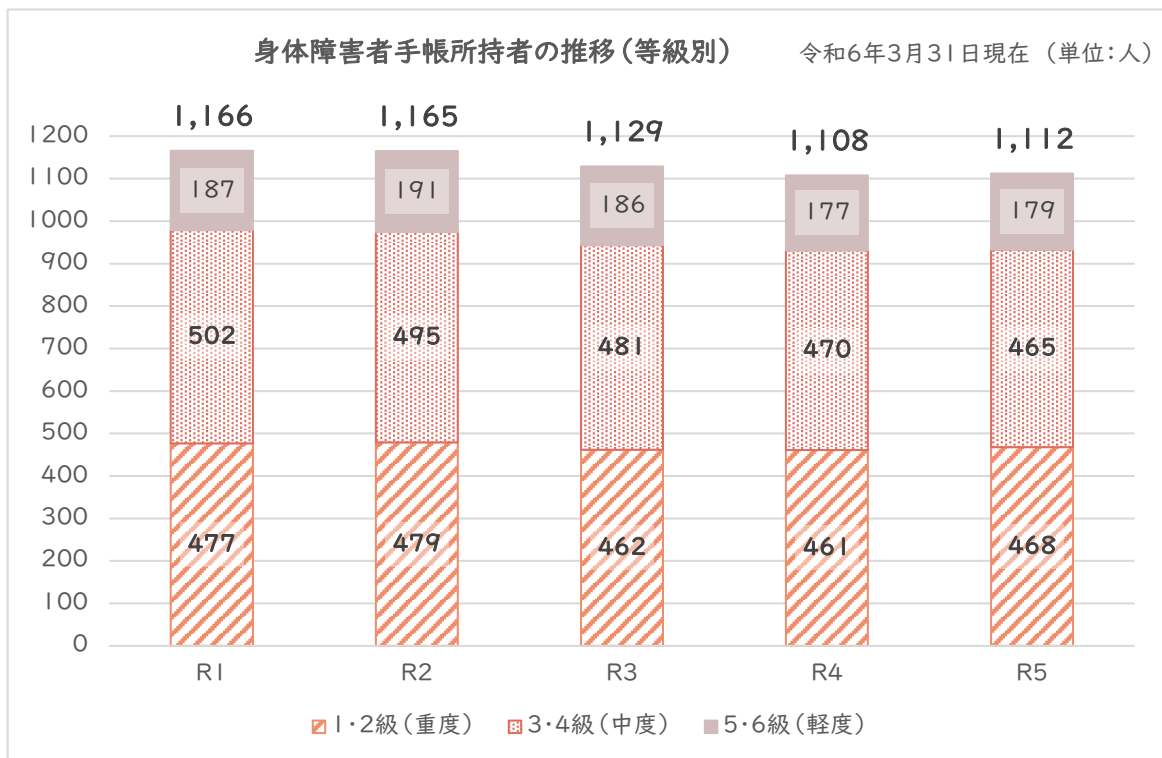
資料：福祉あんしん課

⑧ 障がい者等の状況

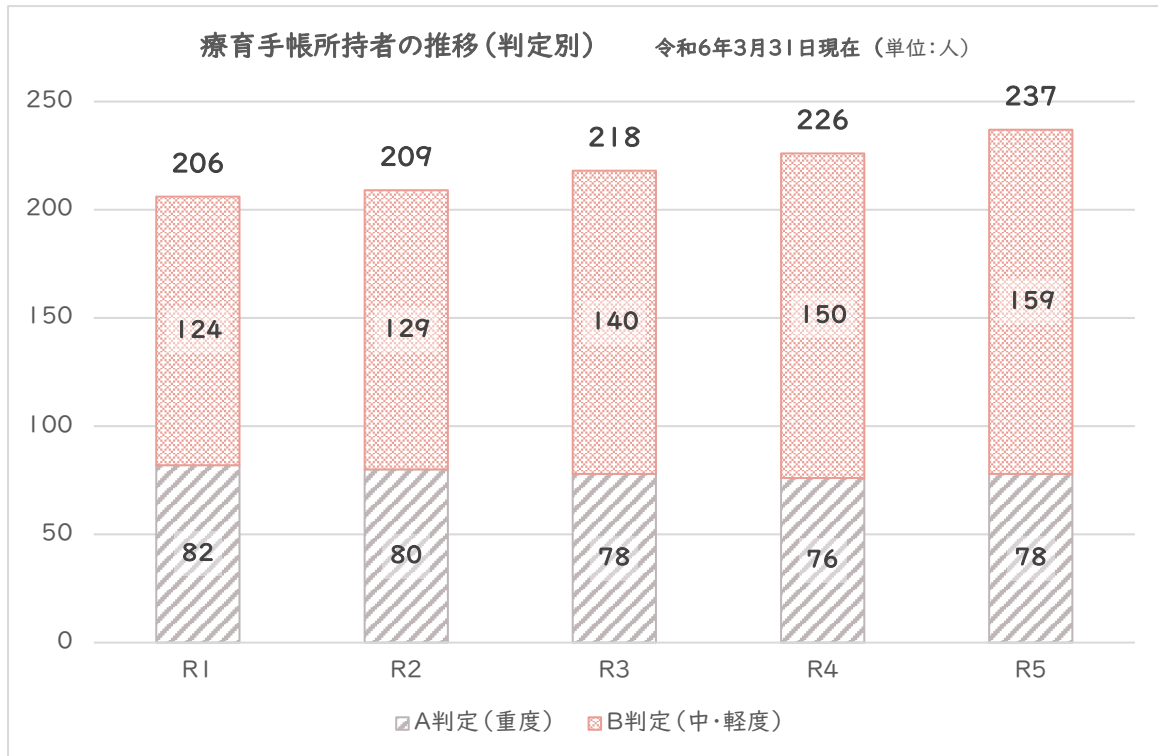
本市の障害者手帳所持者数は令和6年年3月31日現在、身体障害者手帳所持者は1,112人、療育手帳所持者は237人、精神障害者保健福祉手帳所持者が142人であり、人口に占める割合はそれぞれ4.51%、0.96%、0.58%です。



※数字は所持者実数 資料:福祉あんしん課



※数字は所持者実数 資料:福祉あんしん課

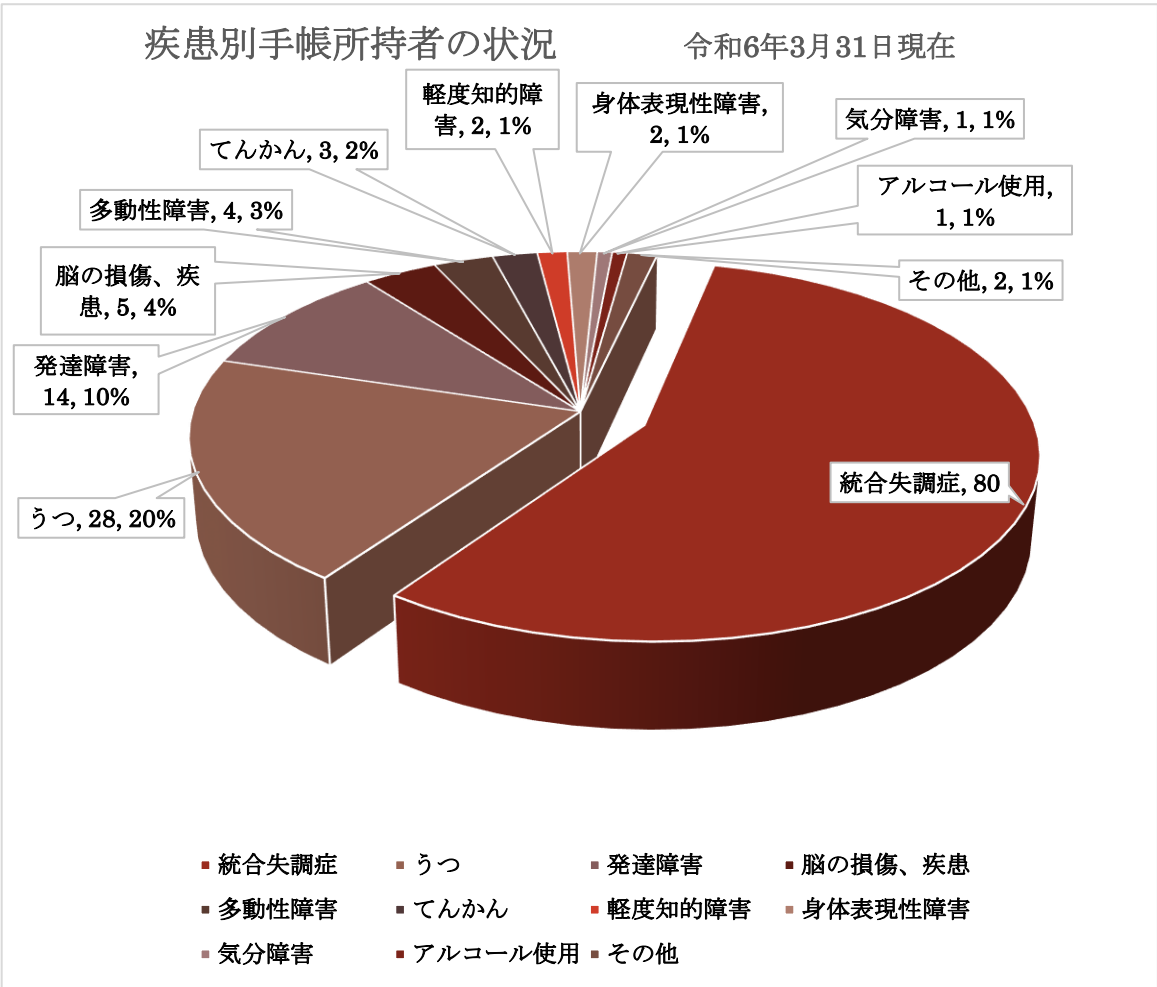


※数字は所持者実数

資料：福祉あんしん課

⑨ 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳は、何らかの精神疾患のために長期にわたり日常生活や社会生活において制約がある人を対象としており、精神疾患の主なものとして、統合失調症、躁うつ病、てんかん、自閉や学習障がい、注意欠陥多動性障害などの発達障がい、高次脳機能障害、薬物やアルコールによる急性中毒及びその依存症などの障がいがあります。



精神障害者保健福祉手帳所持者の推移				単位：人	各年度末現在
年度\障がい	1 級	2 級	3 級	計	
令和3年度	39	65	45	149	
令和4年度	37	64	46	147	
令和5年度	30	67	45	142	

資料：福祉あんしん課

⑩ 平均寿命と健康寿命（参考）

健康寿命とは、WHO（世界保健機関）が提唱した指標であり、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことです。

平成22年の山形県の健康寿命は、男性は70.78年（全国第15位）、女性が73.87年（全国第20位）であり、男女とも健康寿命が延びています。

	山形県		全国	
	男	女	男	女
平均寿命 A	81.39 歳 (26/47 都道府県)	87.38 歳 (35/47 都道府県)	81.49 歳 ※2016 年 80.98	87.60 歳 ※2019 年 87.14
	長井市 81.3 歳 (7/35 市町村)	長井市 88.0 歳 (2/35 市町村)	2023 年ランキング [*] ①スイス ②スウェーデン ③ノルウェー	2023 年ランキング [*] ①日本 ②スイス ③フランス
健康寿命 B	72.65 歳 (24 位/47 都道府県 2019 年)	75.67 歳 (23 位/47 都道府県 2019 年)	72.68 歳	75.38 歳
A－B	8.74 歳	11.71 歳	8.81 歳	12.22 歳

※A-B は介護保険サービス等のお世話を必要とする期間

※資料 平均寿命・・・厚生労働省「令和2年都道府県別生命表の概況」

2022 年 12 月 23 日公表

*都道府県別生命表は、人口動態統計調査及び国勢調査のデータを用いて、5 年ごとに作成している。最新のデータが令和2年。

（市町村別平均寿命についても同様）

健康寿命・・・「第16回健康日本21（第2次）推進専門委員会資料」

厚生労働省が2021年3月に公表した、2019年の都道府県別健康寿命。

第3章 計画の基本的な考え方、体系図



1 計画の基本目標

長井市第六次総合計画

“みんながしあわせに暮らせる長井 ～ずっと笑顔あふれるまち～”

を将来像として、本計画では、3つの基本目標と12の施策を設定し、計画を体系的に展開します。

基本目標1 誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくり

近年、複雑・多様化する災害が発生する中、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすために必要な体制の整備、支援の充実を図ります。

様々なライフステージに合わせ、保健・医療・福祉の一体的な取り組みを行い、健やかな生活・暮らしの実現を目指します。

高齢者や障がいを抱えた人、生活困窮者など、市民が社会の一員としてその人らしい生活を送ることができるよう、市民一人ひとりの尊厳を守りながら、福祉サービスや相談できる体制の支援・充実を図ります。

基本目標2 誰もが生きがいの持てるまちづくり

子ども達の健やかな成長のために、切れ目のない伴走型の支援等、出産や子育てに安心とゆとりが持てるような支援を行います。多様化する保護者の子育てに関するニーズに柔軟に対応し、支援していく体制を充実していきます。

一人ひとりの子ども達が心豊かに生きる力、夢の実現に向かえるよう、質の高い保育・教育環境の充実、インクルーシブ教育等様々な取り組みを行い、地域ぐるみで長井の子ども達を支援していきます。

市民一人ひとりが住み慣れた地域で生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう、「市民ひとり1スポーツ」等様々な取り組みを行い、市民が主体となった活動の創出・仲間づくりを目指します。

基本目標3 地域の活力あるまちづくり

高齢化と人口減少が急激に進み、地域活動、みんなでささえ合う地域活動が重要になっています。困難を抱えた方、孤立やひきこもり、虐待など、様々な問題に対応し、いのちを守るために、地域住民が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域力を更に高めていくことが重要です。

コミュニティセンターを中心に課題解決へ向けた取組を行い、お互いさまの関係づくりを強化、困難を抱えた人たちを地域で見守る体制の強化、また、そういった地域福祉活動を支える人材の育成・ボランティアの育成・支援を図ります。

総合計画

地域福祉計画

将来像

基本目標

基本目標

主要施策

みんながしあわせに暮らせる長井
ずっと笑顔あふれるまち

安心して健やかに暮らせる
まちづくり

1 誰もが自分らしく安心して
暮らせるまちづくり

- (1) 地域ぐるみの防災体制の充実
- (2) 保健・医療・福祉の充実
- (3) 相談・支援体制と情報発信の充実
- (4) 各種福祉関係施策の充実
- (5) セーフティネットの機能強化
- (6) 成年後見制度利用の促進

夢を育み元気に活躍できる
まちづくり

2 誰もが生きがいの持てる
まちづくり

- (1) こどもが健やかに成長できるまちづくり
- (2) 生涯にわたる生きがいづくり
- (3) こころと体の健康づくり

ともに創る持続可能な
まちづくり

3 地域の活力ある
まちづくり

- (1) 地域活動の担い手の確保と育成
- (2) 地域における福祉活動の充実
- (3) いのちを守る地域づくり

具体的施策

1 避難行動要支援者の避難支援制度の推進、被災者支援の体制整備 2 地域防災力の中心となる自主防災組織への支援 3 災害時に支えあい、助け合う仕組みづくり 4 地域での見守り活動の充実

1 健診（検診）の充実と保健指導の実施 2 地域での健康づくり 3 在宅医療の普及啓発 4 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進

1 地域福祉ネットワークによる相談支援体制の充実と周知 2 多機関協働による相談支援体制の充実と周知
3 必要とされる方に情報が届く体制づくり 4 高齢者や障がい者等に対する自立支援 5 ひきこもりに対する支援
6 こどもの学習支援 7 就労準備支援 8 重層的支援体制整備事業の推進

1 高齢者福祉・介護保険サービスの適正給付 2 介護や世話を行う家族等に対する支援 3 介護人材確保・育成への支援
4 健康づくりの支援 5 障がい者福祉サービスの利用促進 6 生活困窮者の自立支援 7 生活困窮者支援等のための地域づくり事業の実施
8 福祉サービスの情報発信の充実 9 地域生活支援拠点等の整備
10 福祉サービス提供者等の育成・確保

1 一人ひとりの人権の尊重 2 差別・虐待・暴力の防止 3 地区長会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等関係機関との連携 4 住宅確保給付事業

1 成年後見制度利用支援事業の周知と啓発 2 成年後見支援センターとの連携 3 市民後見人の養成・支援体制の整備 4 相談支援体制の強化

1 妊娠期からの切れ目のない支援 2 子育てに関する情報提供の充実 3 質の高い幼児教育・保育の提供 4 多様な保育サービスの充実
5 放課後児童の居場所づくり 6 障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもへの支援
7 こどもの権利擁護や児童虐待への重層的な支援 8 ひとり親家庭、こどもの貧困家庭への支援
9 子育て世帯への経済的負担の軽減 10 こどもが安全に過ごせる環境づくり 11 子育て家庭を応援する地域づくり
12 ワークライフバランスの推進

1 生涯学習の充実 2 芸術・文化活動の推進 3 介護予防や生きがいづくりを視点とした居場所づくり 4 世代や分野を超えた交流の場づくり
5 仲間を増やす場づくり

1 地域保健活動の推進 2 運動の習慣化の推進 3 年代に応じた健康づくりの推進 4 こころに悩みを抱えている方の相談体制の充実と周知、こころの健康づくり

1 地域福祉活動を支える人材づくり 2 高齢者の社会参加の推進 3 地域の関係団体の連携・交流 4 活動の場の情報収集・発信
5 ボランティア活動及び市民活動の支援

1 コミュニティセンターを活用した協働・共創の地域活動 2 魅力ある地域づくり推進事業 3 スマートシティ長井の推進
4 ダイバーシティ、インクルーシブな社会づくり 5 コミュニティセンターの利用促進と拠点づくりへの支援
6 学びをとおした世代間交流の推進

1 地域におけるネットワークの強化 2 自殺対策を支える人材の育成 3 市民への啓発と周知 4 生きることの促進要因への支援

3 計画の推進

地域福祉の推進のために、行政だけでなく、地域に関わるすべての人が当事者として参加することが求められます。“地域と住民”“市社会福祉協議会”“行政”にはそれぞれの“役割”があり、それを推進することが期待されます。

行政

令和6年に策定した「第六次総合計画」

“みんながしあわせに暮らせる長井 ～ずっと笑顔あふれるまち～” の
福祉分野・子育て支援分野の実現を目指します。

制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくための体制を整備します。

市社会福祉協議会

“ささえあう 心をつなぐ ふくしのまち ながい”

の実現に向け取り組んでいきます。

長井には他市のような地区社協（小学校区単位などの社協組織）という組織はありませんが、市社協は地区社協の果たす役割も担い、各地区コミュニティセンターへの情報提供や、福祉・バリアフリー・ボランティアなどの啓発活動、福祉・ボランティア活動への支援、福祉教育の推進に努めてきました。地域と行政をつなぎ、地域の皆様や関係機関の協力のもと、地域の福祉活動をより一層支援していきます。

地域と住民

自分の住む地域に関心を持ち、地域の一員として地域の活動に参加します。
住み慣れた地域で暮らしていくために、どんな助けが必要かを考え、支え合います。
コミュニティセンターを中心に住民が集い

“支え上手・支えられ上手” が自然とできる地域を作ります。

第4章 施策の展開（地域福祉推進に向けた取組）



基本目標 1

誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくり

1-1 地域ぐるみの防災体制の充実

【現状と課題】

近年、増加している地震や集中豪雨などの自然災害に伴い、防災を含め地域全体の安全・安心なまちづくりに対する意識と自主防災組織等の地域コミュニティが果たす役割の重要性が地域で再認識されています。

災害発生時やその恐れがある際に、地域住民が一時的に避難生活を送る施設として避難所・福祉避難所が指定されています。特に要配慮者を対象とした福祉避難所では、特別な配慮を必要とするため、関係団体・事業者等と連携して、適切な対応をとることが求められます。

避難行動要支援者一人ひとりに対し策定を進めている個別避難計画については、3期より引き続き作成・更新作業を行い、実効性のある計画づくりを推進していく必要があります。

また、地域の高齢化等により、避難支援者の担い手の確保が困難な状況がみられます。今後は、避難支援者の担い手不足の解消を図りながら、避難支援等の一連の活動が適切かつ円滑に実施できる仕組みづくりに取り組みます。

自主防災組織は、令和6年度に組織化率 100%となりました。今後は、各自主防災組織が、災害時はもちろん平時から、さらなる自発的で効果的な活動ができるように、自主防災組織向けの訓練、研修等を実施していくとともに、市民の自主防災組織活動への参加をさらに推進し、災害に強い福祉のまちづくりを推進します。

【具体的施策】

- 1_避難行動要支援者の避難支援制度の推進、被災者支援の体制整備
- 2_地域防災力の中心となる自主防災組織への支援
- 3_災害時に支えあい、助け合う仕組みづくり
- 4_地域での見守り活動の充実

【実施主体ごとの役割】

主 体	役 割
行 政	・避難行動要支援者制度の普及・啓発に取組みます。 ・自主防災組織活動の支援を推進します。
市社協	・避難行動要支援者の支援における避難支援等関係者として制度推進に協力していきます。 ・災害ボランティアセンターの運営、災害ボランティア活動の環境整備に努めます。

住 民	・避難行動要支援者制度の普及や個別避難計画策定に協力しましょう。 ・自主防災組織等による研修や訓練等に参加しましょう。
-----	--

【地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の取り組み】

避難行動要支援者制度の理解促進に協力していきます。長井市、関係機関と連携し災害ボランティアセンターの運営、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう活動の環境整備に努めます。

取り組み項目	概 要
広報・啓発活動	・避難行動要支援者制度の理解促進に協力していきます。
災害ボランティアセンター、 災害ボランティア活動	・長井市、関係機関と連携し災害ボランティアセンターの運営 及び災害ボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備 に努めます。

1-2 保健・医療・福祉の充実

【現状と課題】

令和5年度に策定した『長井市健康増進計画（第3次）健康日本21ながい』の4つの基本目標のもと、栄養・食生活、身体活動・運動、生活習慣病対策等の9項目の具体的な取り組み項目をライフステージごとに設定し、市民のからだところの健康づくりの推進のため、職場や地域、家庭、学校などの社会全体で協働し、連携しながら継続して取り組んでいきます。

地域住民が安心して暮らしていくためには、必要な情報を容易に入手できること、困ったときには身近な場所で気軽に相談が可能なこと、保健・医療・福祉の取組等によって必要なサービスが適切に受けられることが必要です。中でも、在宅医療・介護連携については、関係機関の役割を明確にし、連携を図り、在宅医療と介護連携の体制整備づくりをすすめてきましたが、更に市民への在宅医療、看取りの周知啓発を行いながら、自分の希望する医療や介護を受けることができる仕組みづくりを構築していきます。

【具体的施策】

- 1_健診（検診）の充実と保健指導の実施
- 2_地域での健康づくり
- 3_在宅医療の普及啓発
- 4_かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進

【実施主体ごとの役割】

主 体	役 割
行 政	・地域の健康問題を把握し情報提供・健康教室を行います。 ・土曜日の健診（検診）日など受診しやすい体制を整備し、健康診断受診率向上に向けた啓発、生活習慣病の予防と早期発見に努めます。 ・在宅医療・介護連携を推進し、多種多様化するニーズに対応できるよう顔の見える関係づくりを通し、課題解決に向けて取り組みます。 ・多職種が連携し、迅速に対応できる体制を整えるため、ツールとしての ICT 活用を広く普及させ、在宅医療と介護の連携を図ります。 ・パンフレットや講演会の開催に加え、長井市版エンディングノートを作成し、元気な時から終活や ACP（人生会議）、最後の迎え方について考える機会を提供します。 ・在宅での看取りについて周知啓発を図ります。 ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局について普及啓発を図ります。
市社協	・相談事業を通じ、保健、医療、福祉などの関係機関と連携を図ります。
住 民	・いざという時に備え、希望する医療や介護、最期の迎え方等身近な人と話し合っておきましょう。 ・市民一人ひとりが自らの健康について考え、主体的に取り組みましょう。 ・生活リズムを整え 1 日 3 回の食事をとり、家族や友人との食事時間を楽しみましょう。 ・家族で健康について一緒に考え、家族間で 1 年に 1 回は健診を受けることを声掛けし、家族の健康状態を知りましょう。

1-3 相談・支援体制と情報発信の充実

【現状と課題】

医療・介護・福祉などの関係機関や地域につながる地域福祉ネットワークにより、複雑化・複合化する課題やニーズに対し支援につながる仕組みが概ね確立してきました。

国は、地域共生社会の実現に向けて、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築や、福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制が重要として、地方自治体にも整備を進めています。近年の相談内容については、高齢者や障がい者、生活困窮者やひきこもり、教育、育児に関することなど、相談者が多様化するとともに問題も複雑化・複合化しています。

地域に住む全ての方が自立し、自分らしい生活を送ることができるよう、そして問題が起こった場合は早期解決のため、保健、医療、福祉及び教育などの分野を横断し、支援機関との間で相互の業務内容の理解や連携体制の強化、それらの市民への周知が必要です。

地域住民による支え合いと公的支援が連動した、重層的な支援体制の構築に向けた取組を進めていきます。

【具体的施策】

- 1_地域福祉ネットワークによる相談支援体制の充実と周知
- 2_多機関協働による相談支援体制の充実と周知
- 3_必要とされる方に情報が届く体制づくり
- 4_高齢者や障がい者等に対する自立支援
- 5_ひきこもりに対する支援
- 6_こどもの学習支援
- 7_就労準備支援
- 8_重層的支援体制整備事業の推進

【実施主体ごとの役割】

主 体	役 割
行 政	関係機関と情報共有し連携の強化を図ることで、複雑化・複合化した様々な困難な課題を有する方に対し、分野横断的に柔軟な相談対応や支援を行います。
市社協	- 生活上の困りごとなどの相談を受け、関係機関と連携し対応していきます。 - 利用しやすい相談体制づくりと利用拡大を図ります。
住 民	- 課題を抱える方に対し適切な支援が届くよう、個々の生活や地域活動等を通して、地域全体で見守り支え合いましょう。 - 不安や悩みがある時は、同じ悩みを持つ方との交流の場に参加するなど、一人で抱え込まずに相談しましょう。

【地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の取り組み】

生活上の困りごとの相談を総合的に受け、関係機関と連携し対応していきます。

取り組み項目	概 要
総合相談事業	- 社協での総合相談（身近な相談、生活困窮相談など）を通じて、ニーズを把握し、課題解決に向け関係機関と連携して対応していきます。 - 利用しやすい相談体制づくりと利用拡大を図ります。

1-4 各種福祉関係施策の充実

【現状と課題】

高齢、障がい、生活困窮、ひきこもりといった単一の課題だけでなく、複合的な生活課題を抱える方や世帯の問題に対応するため、分野ごとの縦割りで終わることなく、各相談支援機関が連携を図り、状況に応じて適切かつ必要な支援に繋げることが求められています。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていけるよう、これまで構築を進めてきた地域包括ケアシステムを更に進化させていくことが求められています。

高齢者世帯の増加が見込まれることから、介護保険に基づく介護サービスや介護予防サービス、地域生活の自立支援のための福祉サービス等、さらなる各種サービスの充実が求められます。そういった介護サービスの充実と安定のために、介護労働安定センター等の関係機関と連携し、介護人材の確保・育成等へ支援していくことがとても重要です。

また、要介護者のみならず、重い介護負担を負っている家族に対する、相談体制やケアの充実に取り組むことも必要です。

障がい者については、各種の福祉サービスを充実させることや障がい者のサービス事業所が不足していることが課題となっています。

また、生活困窮者については、本市の現状として、病気や障がいにより就労することが困難なため生活保護に至るケースが増加している一方で、稼働能力（※）を発揮できないまま生活保護に至るケースもみられます。生活保護に至る前の段階で自立支援策の強化を図り、生活困窮者の自立へ繋げることが大切です。関係機関との連携を図り、自立に向けた積極的な支援（就労支援等）や、課題を抱える方が気軽に安心して通える居場所づくり等が必要です。

上記のような様々な福祉施策や関連する福祉情報の中で、必要な情報を適切に届けることが重要です。そのために、福祉関連情報の提供体制・広報等の一層の充実を図ることが大切です。

【具体的施策】

- 1_高齢者福祉・介護保険サービスの適正給付
- 2_介護や世話を行う家族等に対する支援
- 3_介護人材確保・育成への支援
- 4_健康づくりの支援
- 5_障がい者福祉サービスの利用促進
- 6_生活困窮者の自立支援
- 7_生活困窮者支援等のための地域づくり事業の実施
- 8_福祉サービスの情報発信の充実
- 9_地域生活支援拠点等の整備
- 10_福祉サービス提供者等の育成・確保

【実施主体ごとの役割】

主 体	役 割
行 政	・介護予防について周知を図り、介護予防教室の整備を行うとともに、地域の中に介護予防を実践する場を設けて普及を図ります。 ・高齢者や認知症の方を介護している家族や援助者に対し、相談や交流のできる場を設け、心身の負担軽減と在宅介護の継続を支援します。 ・介護職員に対し奨励金交付や初任者研修に係る費用助成を行い、就業促進と定着、スキルアップを支援します。 ・関係機関と連携し、介護人材の確保・育成を支援します。 ・障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう福祉サービスの整備とサービス提供体制の充実に努めます。 ・関係機関と連携し、生活困窮者等のための地域づくり事業や、生活困窮者の自立に向けた相談・支援を行います。 ・ひきこもり等で潜在的に支援を必要としている方に適切な支援が届くよう、各事業所の活動内容等の周知啓発に努めます。 ・認知症サポーター養成講座や広報活動により、認知症の正しい理解を図るとともに認知症の方や家族の支援活動を計画的に推進していきます。
市社協	・障がいのある方の交流の場の支援、障がいに対する理解促進に関する啓発活動を関係機関と連携して推進します。 ・関係機関と連携を強化し、生活困窮相談に応じ相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
住 民	・社会や個人の繋がりを重視し、課題を抱える者に対し、必要な支援が届くよう、地域全体で見守り支え合える関係性を築きましょう。 ・認知症の正しい知識を身に付け自分の事として理解し、認知症の方を地域で見守りましょう。 ・介護予防教室や介護予防に関するイベント、地域活動、ボランティア等に積極的に参加し、介護予防に取り組みましょう。 ・困りごとや悩みがある場合は、一人で抱え込まず相談しましょう。

【地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の取り組み】

障がいのある方の交流の場の支援、障がいに関する啓発活動を進めます。

生活困窮者の相談窓口として、相談しやすい体制づくりと自立に向けた支援を実施します。

取り組み項目	概 要
障がいのある方の交流の場の支援、障がいに対する理解促進活動	・障がいのある方の交流活動を関係機関と連携し支援していきます。 ・福祉教室や福祉学習を通じて支え合いの地域づくり、障がい、バリアフリーなどの理解促進に努めます。

生活困窮者自立支援事業	生活困窮相談の窓口として、関係機関との連携を強化し早期把握と相談援助、各種資金の貸付やフードバンクの活用などを通じて、相談者に寄り添った支援を行います。
-------------	--

※「稼働能力」とは

働くことのできる方が、その能力に応じて働いて収入をあげることが稼働能力と
 言います。保護要件として、稼働能力の活用については、(1)稼働能力を有するか、
 (2)その能力を活用する意思があるか、(3)実際に稼働能力を活用する就労の場を得る
 ことができるか否かの要素により判断することとされています。



1-5 セーフティネットの機能強化

【現状と課題】

様々な立場や価値観の違い、ライフスタイルの変化などの多様性を理解し、一人ひとりの人権を尊重し合える地域づくりが求められています。その人らしい生活の継続や地域社会への参加など、本人の希望に寄り添った支援が必要です。

また、虐待、ひきこもり、家庭環境における貧困、社会からの孤立など様々な問題に対する取組が重要となっています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう関係機関と連携を密にし、ながらこれらの問題を抱えている家庭の早期発見を図るとともに、相談体制の強化が必要です。

行政機関と地区、民生委員・児童委員、その他関係機関とのネットワークによる包括的な相談支援体制を構築し、地域におけるケアシステムの充実を図るとともに、地域で支援を必要とする人を誰一人見逃さず、適切な支援が提供されるようセーフティネットの機能強化を図ります。

【具体的施策】

- 1_一人ひとりの人権の尊重
- 2_差別・虐待・暴力の防止
- 3_地区長会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等関係機関との連携
- 4_住宅確保給付事業

【実施主体ごとの役割】

主 体	役 割
行 政	- 住民の虐待防止に対する意識の向上を図るために広報活動を行います。 - ひきこもり当事者や家族等の支援者に対し、相談窓口や居場所を提供することで、当事者の社会参加を促し、心身の負担軽減を図ります。 - ひきこもりやダブルケア、虐待などリスクの高いケース等の多様な問題の解決のため、関係機関との連携を図ります。

市社協	・関係機関と連携し判断能力が不十分な方への権利擁護にむけた支援を進めます。
住 民	・普段から地域内での交流を図り、児童や高齢者の虐待、DV等の兆候に気付いたら、いち早く必要な機関の支援につなぎましょう。

【地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の取り組み】

判断能力が不十分な方に対し、成年後見制度利用に至る前の段階としての権利擁護活動に取り組んでいます。

取り組み項目	概 要
福祉サービス利用援助事業	・認知症高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方等に対して、福祉サービスの相談援助や日常的な金銭管理などの支援を行い、関係機関との連携により、権利擁護の取り組みを進め、地域で安心して生活が営めるように支援します。

1-6 成年後見制度利用の促進

【現状と課題】

令和4年4月に置賜地域の成年後見制度を担う中核機関として3市5町による置賜成年後見センター運営協議会を組織し、「置賜成年後見センター」を設置しました。これにより、権利擁護支援における高い専門性が担保され、住む場所によって必要な支援が受けづらいという地域格差の是正、多様な分野で連携する権利擁護支援の地域連携ネットワークをおおむね確立することができました。

しかしながら、実際に制度の利用に至る件数は少なく、制度の周知不足、必要とする人の掘り起こし等が課題として挙げられます。

今後身寄りのない高齢者や障がい者の増加に伴い、成年後見制度の利用拡大が予想されることから、制度周知のための広報・啓発へ注力していくとともに、中核機関と連携し市民後見人の養成を図り、後見人の担い手不足の解消に向けた取り組みを進めていきます。

【具体的施策】

- 1_成年後見制度利用支援事業の周知と啓発
- 2_成年後見支援センターとの連携
- 3_市民後見人の養成・支援体制の整備
- 4_相談支援体制の強化

【実施主体ごとの役割】

主 体	役 割
行 政	・相談窓口の周知、相談支援体制の強化を図ります。 ・中核機関と連携し、市民後見人の養成・支援体制の整備を図ります。 ・申し立て費用及び後見人報酬の助成を行います。 ・専門職、関係機関の協力体制を構築し、本人を見守る「チーム」として意思決定支援、身上保護を重視した後見活動を支援する体制を強化していきます。
市社協	・成年後見制度の利用促進に向け、市と連携し、情報提供や制度の周知に努めます。
住 民	・成年後見制度の理解を深め、必要な方に相談窓口を紹介しましょう。

基本目標 2

誰もが生きがいの持てるまちづくり

2-1 こどもが健やかに成長できるまちづくり

【現状と課題】

急激な少子化に歯止めがきかない状態となっており、幼児教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業に対するニーズは年々増えています。また、切れ目のない伴走型の支援、安心して産み育てられる環境づくり、更には幼児期からの質の高い保育・教育環境の充実、インクルーシブ教育等を推進するためには、保育園等や学校の連携が重要です。

多様化する保護者の就労形態やワークライフバランスの推進に対応するため、病児保育や延長保育などの多様な保育サービスの提供や、保護者の子育てに関する閉塞感を解消する短期的な支援、子育て中の積極的な社会参加を可能にする保育サービス等の充実が求められています。

放課後のこども達についても良好な生活環境の場を確保するため、学童クラブの環境改善を進め、夏休み期間中の受け入れや開所時間の延長など柔軟な運営や活動内容の充実、こどもの利用を促進する環境づくりが必要です。

そういった中、令和5年に、遊びと学びの交流施設「くるんと」が開設され、予想を大幅に超える利用があり、子育て支援センターや一時預かりについても順調に利用者が増加しており、子育ての孤立感や負担感を軽減する成果をもたらしています。

ひとり親家庭については生活の安定を図るため自立に向けた支援が必要です。経済的な支援を必要とする世帯やひとり親家庭などは、こどもの貧困の発生するリスクも高くなっているため、きめ細やかな支援サービスを継続的に行うことが大切です。

これからの課題として、少子化等の問題を踏まえた将来的な保育の必要量とニーズを把握し、保育施設や児童センターの今後のあり方について検討しなければならないことが挙げられます。

また、地域のこども達の豊かな心、生きる力を育むため、行政や学校、地域が連携して遊び場や学習・体験の機会を充実することが求められています。

これらの課題に対応していくため、令和7年3月に「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各種事業に取り組んでまいります。

【具体的施策】

- 1_妊娠期からの切れ目のない支援
- 2_子育てに関する情報提供の充実
- 3_質の高い幼児教育・保育の提供
- 4_多様な保育サービスの充実
- 5_放課後児童の居場所づくり
- 6_障がいのあるこどもや特別な支援が必要なこどもへの支援
- 7_こどもの権利擁護や児童虐待への重層的な支援
- 8_ひとり親家庭、こどもの貧困家庭への支援
- 9_子育て世代への経済的負担の軽減
- 10_こどもが安全に過ごせる環境づくり
- 11_子育て家庭を応援する地域づくり
- 12_ワークライフバランスの推進

【実施主体ごとの役割】

主 体	役 割
行 政	・ 令和6年4月に設置した「こども家庭センター」で、妊娠期から出産・子育て期まで、関係機関と連携を図りながら、一体的に切れ目のない支援を行います。 ・ 家庭児童相談員や母子父子自立支援員・女性相談支援員を配置し、こども家庭センターを中心に、一人ひとりのこどもが大切にされる環境づくりを行います。 ・ 子育てに対するニーズを把握し、多様な保育サービス及び放課後児童の居場所づくり、充実を図ります。 ・ 保護者のニーズを把握し、子育てや保育等に関する相談業務や専門スタッフによる施設の入退所手続き、施設間との連絡調整を適切に行います。 ・ 幼保小中の各機関の連携によるインクルーシブ教育を推進します。

市社協	・関係機関との連携により、質の高い保育・学童クラブの運営に努めます。 ・保育ニーズを把握し独自の保育サービスの提供に努めます。 ・子育て支援に係る住民主体の活動を支援します。
住 民	・こどもは地域全体の宝です。地域行事などへ積極的に参加し、学校や保育施設と連携して、地域のこども達の見守りに努めましょう。 ・住民の持つ豊富な知識や術を子育てに悩む保護者に伝えていくよう努めましょう。

【地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の取り組み】

関係機関と連携し、保育の質の向上と保育ニーズへの対応に努めます。

こども食堂などの住民主体の地域活動が市内でいくつか立ち上がっており、活動支援に努めます。

取り組み項目	概 要
保育事業	・はなぞの保育園の運営、致芳、伊佐沢、豊田、平野児童センターの指定管理者として、関係機関と連携し、保育、学童保育のサービスの質の向上に努めます。
病児保育事業	・市からの受託事業により病気となったこどもの受入れを行い、保育ニーズに対応していきます。
地域の子育て活動の支援	・こども食堂などの地域での子育て支援活動の立上げや活動継続に向け、情報の提供・情報共有、専門的アドバイスなどにより支援していきます。

2-2 生涯にわたる生きがいづくり

【現状と課題】

高齢化と人口減少が同時に進行する中で、地域福祉を支える人のつながりや支えあいを強化し、多様な主体の参画によるネットワークづくりを進めることにより、つながり、ささえ合い、自分らしくいきいきと生活できるインクルーシブな地域づくりを目指します。

また、いつまでも健やかに健康で過ごしたいという思いは、市民共通の願いです。こどもから高齢者まですべての人が自立した生活を送るための基盤である「健康」を維持するためには、予防的な観点からの健康づくりとして、社会参加・つながりを作ることが大切です。「通いの場」への参加など高齢者の社会参加の促進等を通じて、多様な生活支援サービスを利用できるような地域づくりを推進します。

本市では、市民や地域団体等と協働し、健康関連情報の提供や芸術・文化活動等様々な介護予防

の取組や健康づくり事業を推進しています。また、各コミュニティセンターを拠点に、様々な生きがいつくりの普及啓発、市民の活動への参画を促進し、市民が主体となった活動の創出・仲間づくりを図ります。

市民一人ひとりが生きがいをもって日常生活を送ることができるよう、信頼できる人の存在、自らの居場所があるということ、ひいては「生きる」ということに対する包括的な支援を行います。

【具体的施策】

- 1_生涯学習の充実
- 2_芸術・文化活動の推進
- 3_介護予防や生きがいつくりを視点とした居場所づくり
- 4_世代や分野を超えた交流の場づくり
- 5_仲間を増やす場づくり

【実施主体ごとの役割】

主 体	役 割
行 政	・誰もが活躍できる地域づくりを推進するため、各コミュニティセンターの健康関連事業等を支援します。 ・ミニディサービスの運営を通じて社会参加・つながり作りを促進します。
市社協	・相談事業を通じて生きがいつくり等の情報提供や関係機関との連携を図ります。
各コミセン	・誰もが活躍できる地域社会をつくるため、健康関連事業等を充実します。
住 民	・地域の交流の場、地域活動に参加しましょう ・乳幼児期から親子で身体を動かす習慣を身につけ、日常生活の中で自分に合った運動を取り入れ積極的に体を動かしましょう。

2-3 こころと体の健康づくり

【現状と課題】

住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けるためには、市民一人ひとりが自らの健康づくりの重要性について認識し、健康寿命を延伸するための健康行動を継続することが必要です。

本市では、健康づくり・食育活動・介護予防の関係各課と連携を図り、こころと体の健康づくりを継続できる取組を推進します。

「市民ひとり1スポーツ」を推進し、気軽に運動を楽しんだり、日常生活の中に運動を取り入れることで、スポーツの普及を通じた健康増進を目指します。

また、ストレスやこころの病気という言葉をよく耳にするようになり、こころの健康づくりも

身近なテーマとなっていますが、理解はまだ十分とはいえません。自分自身や周囲の方たちのために病気について正しく理解し、早期受診に結びつけるとともに、相談体制の充実を図ることが大切です。

【具体的施策】

- 1_地域保健活動の推進
- 2_運動の習慣化の推進
- 3_年代に応じた健康づくりの推進
- 4_こころに悩みを抱えている方の相談体制の充実と周知、こころの健康づくり

【実施主体ごとの役割】

主 体	役 割
行 政	・市民ひとり1スポーツを推進し、気軽にできる健康づくりのための運動を普及します。 ・こころの健康に関する知識等の普及啓発を図り、相談窓口や講演会等とおし相談体制の充実を図ります。 ・地域での支えあい活動、居場所づくりについて周知・支援を行います。
市社協	・老人福祉センターを拠点として高齢者や生活困窮者を対象とした相談事業を行い、健康づくり活動のきっかけとなるよう情報提供を行います。また、こころの健康に関する相談についての情報提供、関係機関との連携を図ります。
住 民	・家族、友人、地域の人たちとのコミュニケーションの時間を持ち、悩みや困りごとは溜め込まず、誰かに相談しましょう。 ・睡眠時間をしっかり確保して、笑いの多い生活をしましょう。 ・自分を大切にする気持ちを持ちましょう。

基本目標 3

地域の活力あるまちづくり

3-1 地域活動の担い手の確保と育成

【現状と課題】

地域福祉の推進に当たっては、活動に取り組む担い手の確保が不可欠ですが、各地域福祉活動団体の共通の課題として、メンバーの高齢化や固定化、担い手不足が挙げられています。

新たな担い手の確保や育成に向けて、気軽に集まれる場の設定や催し物、行事、勉強会などを通じ、地域の福祉活動への協力の呼びかけ等を行っています。

地域力の向上に向けて、市民一人ひとりが地域について考え行動し、みんなで支え合う地域を目指します。そのために、福祉教育による意識啓発や人材育成、ボランティア活動の活性化、それらに伴う情報提供など、福祉の意識を育む基盤づくりに取り組みます。

新型コロナウイルス感染症の影響が一段落した現状と、退職延長制度等において、地域福祉活動に関心を持っている人が容易に参加できる仕組みの構築や高齢者の社会参加を促す活動など、地域福祉活動の活性化を進めるため、担い手の確保及び育成を目指しながら、地域福祉に取り組む団体等を支援していく必要があります。

【具体的施策】

- 1_地域福祉活動を支える人材づくり
- 2_高齢者の社会参加の推進
- 3_地域の関係団体の連携・交流
- 4_活動の場の情報収集・発信
- 5_ボランティア活動及び市民活動の支援

【実施主体ごとの役割】

主 体	役 割
行 政	・地域の中で、住民が主体となって介護予防や生活支援を行うことのできる体制の構築を支援します。 ・高齢者に地域活動やボランティア、就労など多様な社会参加を促しながら、介護予防を図り、地域で支えあいの活動の充実を図ります。
市社協	・支えあい活動及びボランティア活動の普及、活動支援、活動者増に向け取り組みます。

住 民	・地域活動やボランティア等に参加し介護予防に取り組みましょう。 ・住民主体による「生活支援」や「通いの場」を地域で取り組みましょう。 ・家族、友人、地域の人たちとのコミュニケーションの時間を持ち、悩みや困りごとは溜め込まず、誰かに相談しましょう。
-----	---

【市社会福祉協議会（地域福祉活動計画）の取り組み】

地域福祉活動、ボランティア活動の拡大に向け、情報提供、講座・研修などを行います。

ボランティアセンター機能を充実させ、地域の集いの場や支えあい活動を含めたボランティア活動の普及・支援、活動者増に向け取り組みます。

取り組み項目	概 要
広報・啓発活動（再掲）	・社協広報、ホームページなどにより、地域福祉・ボランティアについてよりわかりやすく多くの人に届けるための情報の発信、福祉団体への情報提供を行います。 ・福祉教室や福祉学習を通じて支え合いの地域づくり、障がい、バリアフリーなどへの理解促進に努めます。（再掲）
支えあい活動の支援	・地域の自主的な集まりの場や支えあい活動に対して、活動支援を行います。
ボランティア活動の普及促進	・ボランティア講座やボランティアを体験する機会の提供などにより、ボランティア活動者の拡大を図ります。
ボランティア活動者・団体への活動支援	・ボランティア活動助成、ボランティア団体のネットワーク化などによりボランティア団体の活動支援を行います。

3-2 地域における福祉活動の充実

【現状と課題】

高齢化と人口減少が進む中、地域福祉を支える人のつながりや支えあいを強化し、多様な主体の参画によるネットワークづくりを進めることが、こどもや高齢者を地域全体で見守り支援する活動や・孤独や孤立を防ぐために必要であり、その中心となるコミュニティセンターは、今後地域の大きな中核・拠点となります。コミュニティセンターを活用した協働・創成の地域活動、ミニディ、老人クラブ・サロン等の交流の場や居場所づくりが魅力ある地域づくりに繋がっています。

将来の地域づくりを担う青少年の育成、ダイバーシティ&インクルージョン（※）の推進の観点からも地域内の多様な団体等と今後も引き続き連携を図りながら、地域における活発な活動を実施していきます。

【具体的施策】

- 1_コミュニティセンターを活用した協働・共創の地域活動
- 2_魅力ある地域づくり推進事業
- 3_スマートシティ長井の推進
- 4_ダイバーシティ、インクルーシブな社会づくり
- 5_コミュニティセンターの利用促進と拠点づくりへの支援
- 6_学びをととした世代間交流の推進

【実施主体ごとの役割】

主 体	役 割
行 政	・各地区が実施する地域づくり計画に基づく事業の円滑な実施を支援します。 ・コミュニティセンターの運営に必要な情報の提供、助言を通し、魅力ある地域づくりを支援します。
市社協	・各地区での地域福祉活動の取組への協力、情報提供に努めます。
住 民	・地域づくり計画に基づいた、地域福祉の活動に取り組みましょう。 （地域による除雪体制の整備、地域での移動支援、買い物支援の取組など）

【地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の取り組み】

各地区での地域福祉活動への情報提供・活動支援に努めます。

取り組み項目	概 要
福祉活動拠点への支援	・各地区の要請により地域福祉活動の立上げ、運営に対し、福祉サービスや活用できるメニューの情報提供、福祉教室などの実施により活動の支援を行います。

※ 「ダイバーシティ&インクルージョン」とは
多様な人材を活かし、その能力が発揮できるようにする取り組みを指す言葉
です。ダイバーシティは直訳すると「多様性」、インクルージョンは直訳すると
「受容性」です。人材の多様性は、性別や年齢、国籍や障がいの有無から働き方
まで、幅広い意味を持ちます。



3-3 いのちを守る地域づくり

【現状と課題】

地域でのつながりの希薄化が進み、困難を抱えた方が孤立してしまうような状況にあります。特に疾病、障がい、多重債務、ひきこもり、高齢者の介護と子育てのダブルケア等の問題は、生活困窮に陥りやすく、誰にも相談できないままに抱え込み、虐待や精神疾患、自殺などを引き起こすリスクとなります。また、このような場合には、本人・家族から支援を拒否されることが多く、適切な支援に結びつかないという現状があります。

「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、障がい者虐待防止センターを設置していますが、虐待防止の周知・啓発、関係職員の資質向上、効果的な連携協力体制の充実に努めていく必要があります。

行政だけではなく、民生委員・児童委員等の地域のネットワークや見守りを活用しながら早期からの支援に努める必要があります。また、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や地域の多様な主体が「他人事」ではなく「我が事」として考えられる地域づくりを様々な分野と連携しながら推進していくことが重要です。

「いのち支える長井市自殺対策計画（第2期）」（令和7年度～11年度）を策定し、関係機関が一体となって生きることの支援としての自殺対策を推進していきます。

【具体的施策】

- 1_地域におけるネットワークの強化
- 2_自殺対策を支える人材の育成
- 3_市民への啓発と周知
- 4_生きることの促進要因への支援

【実施主体ごとの役割】

主 体	役 割
行 政	・複雑化・複合化した様々な課題を有する方に対し、関係機関との情報共有や連携の強化を図り、支援体制を構築することで適切な支援に繋がります。 ・周囲に相談できずに孤独や孤立感を抱えることがないよう、<u>ゲートキーパー（※）</u>養成研修による人材の育成に取り組むとともに、地域におけるネットワーク等を活用することで、対象者の早期発見に努め、社会参加等に向けて適切な支援をします。
市社協	・相談事業を通じて情報の提供及び関係機関と連携した相談対応を行います。
住 民	・お互いに顔の見える関係性を築くことで、人との繋がりや社会での役割、生きがい等を持ち、地域活動等を通して、共に見守り支え合ひましょう。

※「ゲートキーパー」とは

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」と位置付けられる人のことです。

「自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定）」においては、9つの当面の重点施策の1つとしてゲートキーパーの養成を掲げ、かかりつけの医師を始め、教職員、保健師、看護師、ケアマネジャー、民生委員、児童委員など関連するあらゆる分野の人材にゲートキーパーとなっていられるよう研修を行うことが規定されています。



資料編



1 令和6年度長井市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、地域福祉の総合的な推進を図る長井市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、長井市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る調査等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉施設等関係者
- (2) 保健福祉又は医療関係者
- (3) 福祉関係の地域団体関係者
- (4) 民生委員児童委員の代表
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉あんしん課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

2 長井市地域福祉計画策定委員会委員名簿

NO	役 職 名	氏 名	備 考
1	長井市社会福祉協議会 副会長	手塚 一司	委員長
2	公立置賜長井病院 病院長	栗村 正之	
3	社会福祉法人長井弘徳会 理事長	伊藤 啓	副委員長
4	長井市老人クラブ連合会 会長	渋谷 佐輔	
5	長井市地域自立支援協議会 会長	深瀬 善信	
6	長井市保育研究会 会長(平野児童センター館長)	小関 由美	
7	長井市子ども・子育て会議 会長 長井市地区長連合会 会長	上村 正己	
8	長井市校長会代表(豊田小学校長)	渡部 美千恵	
9	長井市民生委員児童委員協議会連合会 代表	佐藤 恵子	
10	米沢人権擁護委員協議会 長井部会 代表	酒井 かね子	
11	長井市コミュニティ協議会 理事長	青木與惣右工門	

(順不同・敬称略)

3 策定経過

年 月 日	実 施 内 容
令和6年6月19日	第1回事務局会
令和6年6月27日	第1回 WG 会議
令和6年7月26日	第2回 WG 会議
令和6年8月5日	第2回事務局会
令和6年8月27日	第3回 WG 会議
令和6年9月12日	第3回事務局会
令和6年10月2日	第1回第4期地域福祉計画策定委員会 委嘱状交付 ・地域福祉計画について ・地域福祉計画と地域福祉活動計画、自殺対策計画について ・第4期計策定スケジュールについて ・第4期計画策定に向けた課題の整理について ・第4期計画の体系について 等
令和6年12月2日	第4回事務局会
令和6年12月11日	第2回第4期地域福祉計画策定委員会 ・第4期計画第4章について ・第4期計画の体系について 等
令和7年1月23日 ～2月4日	パブリックコメント(ホームページ及び広報ながい掲載)
令和7年2月5日	第3回第4期地域福祉計画策定委員会 ・第4期計画(案)、概要版について ・パブリックコメント結果について 等 ※意見はありませんでした。
令和7年3月	第4期長井市地域福祉計画 策定



第 4 期長井市地域福祉計画・地域福祉活動計画

長井市福祉あんしん課

〒993-8601 長井市栄町 1 番 1 号

☎0238-82-8011

長井市社会福祉協議会

〒993-0011 長井市館町北 6 番 1 9 号

☎0238-88-3711
